

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月30日

【中間会計期間】 自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福田 淳
同 長谷川 敬洋
同 田中 貴大
同 村上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

注 (1) 本書において、文脈上別途解釈される場合を除き、下記の用語は以下の意味を有するものとする。

「パークレイズ・グループ」
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

「パークレイズ」、「当社」又は「当行」
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

「当グループ」及び「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」
パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社

「英国」又は「連合王国」
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

(2) その他の用語

「株主帰属利益」
親会社の普通株主に帰属する税引後利益に対して、株主資本として分類される資本性証券の税引後金額を調整したものの。

「収益に対する費用の比率」
保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合。

「収益」
別段の記載がある場合を除き、保険金控除後の収益合計。

「貸倒率」
ベース・ポイントで表記され、貸付金に係る減損費用合計（年換算）を、貸借対照表日現在の顧客及び銀行に対する貸付金総額（償却原価ベース）で除したものを表す。

「純利ざや」
利息収入純額（年換算額）を、当該事業部門の平均資産及び平均負債の合計で除したものの。

本書に記載の「ポンド」又は「 \pounds 」は、別段の記載がある場合を除き、英国のスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」又は「p」は英国のペンスを指すものとする。本書において日本人読者のために便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド=186.10円、1ユーロ=136.04円、1アメリカ合衆国ドル=121.01円の為替レート（2015年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による電信直物相場の対顧客売買仲値）によりなされている。但し、このことは、ポンド建ての金額がかかる為替レートにおいて日本円に換算されていたこと、又は換算することができたはずであったこと、又は換算できることについて、表明するものではない。

本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」は、別段の記載がある場合を除き、アメリカ合衆国ドルを指すものとする。

本書に記載の「ランド」は、別段の記載がある場合を除き、南アフリカ共和国の通貨である南アランドを指すものとする。

本書に記載の「ユーロ」又は「 € 」は、別段の記載がある場合を除き、欧州連合の通貨であるユーロを指すものとする。

(3) 本書中の表において計数が四捨五入されている場合には、その合計は計数の総和とは必ずしも一致していないことがある。

(4) 将来の見通し

本書には、当グループに関して、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の第21E条及び1933年米国証券法（その後の改正を含む。）の第27A条が定める「将来の見通し」が記載されている。読者の皆様には、将来の見通しは将来の業績を保証するものではなく、実際の業績又はその他の財務状況若しくはパフォーマンス指標は将来の見通しに記載されたものとは大きく異なるおそれがある点に注意されたい。これらの将来の見通しは、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという特徴により識別され、「～するおそれがある」「～するだろう」「しようとしている」「継続する」「狙いとしている」「予期している」「目指している」「予測されている」「見込んでいる」「見積もっている」「企図している」「予定している」「目標としている」「確信している」「達成する」その他同様の意味を持つ表現を使用することがある。将来の見通しの例としては、当グループの将来の財務状態、収益増、資産、減損費用及び引当金、事業戦略、自己資本、レバレッジ及びその他の規制上の比率、配当金の支払い（配当性向を含む。）、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用又は費用削減効果、戦略的コスト・プログラム及びグループ・ストラテジー・アップデートに関連する当初及び改訂後のコミットメント及び目標、パークレイズ・ノンコア内の資産及び事業の縮小、設備投資の見積り、将来の業務に関する計画及び目標に関する記述、予想される従業員数、並びに歴史的事実に基づかないその他の記述等がある。将来の見通しは、将来の事象及び状況に関連するものであるため、その性質上、リスクと不確実性を伴う。かかる将来の事象及び状況は、法制の変更、国際財務報告基準（IFRS）に基づく基準及び解釈の進展、会計上及び規制上の基準の解釈及び適用に関して発展しつつある実務、現在及び将来の法的手続の結果並びに規制上の調査、特定の行為に関する引当金の将来的な水準、政府及び規制当局の政策及び行動、地政学的リスク並びに競争の影響に左右される可能性がある。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがある。かかる要因としては、過去、現在及び将来の会計期間に対して適用される自己資本、レバレッジ及びその他規制上の規則（当グループの将来の体制に関するものを含む。）、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏及び海外のマクロ経済及び事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利及び外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体又はかかる事業体が発行する証券の信用格付の変更、1以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、戦略的コスト・プログラムの実施、並びに将来の買収、売却及びその他の戦略的な取引の成功が挙げられる。これらの影響及び要因のうち多数は、当グループの制御が及ばないものである。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当金の支払い、並びに自己資本及びレバレッジ比率は、将来の見通しに記載された計画、目標及び見込みとは大きく異なるおそれがある。当グループの将来の財務状況及び業績に影響を及ぼしうるその他のリスク及び要因は、当グループの米国証券取引委員会（SEC）への提出物（様式20-Fによる2014年12月31日に終了した事業年度に係る年次報告書を含むがこれに限定されない。これらの提出物はSECのウェブサイト <http://www.sec.gov>において入手可能である。）に記載されている。開示及び継続的な情報に関する英国及び米国の適用法令に基づく当グループの義務に従うことを条件として、当グループは、新たな情報、将来の事象その他の結果によるかに関わらず、将来の見通しを更新又は改訂して公表する義務を負わない。

第 1 【本国における法制等の概要】

1．会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

2014年度について当社が2015年5月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の1(1)の記載内容に対する変更はない。

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

2014年度について当社が2015年5月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の1(2)の記載内容に対する変更はない。

2．外国為替管理制度

2014年度について当社が2015年5月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の2の記載内容に対する変更はない。

3．課税上の取扱い

2014年度について当社が2015年5月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の3の記載内容に対する変更はない。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当グループ（パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ）

(単位：百万ポンド)

	2015年6月30日 に終了した半期	2014年6月30日 に終了した半期	2013年6月30日 に終了した半期	2014年12月31日 に終了した年度	2013年12月31日 に終了した年度
保険金控除後の 収益合計	13,921	13,390	15,135	25,335	27,954
税引前利益	3,147	2,504	1,648	2,309	2,885
税引後利益	2,137	1,598	1,058	854	1,308
当期包括利益/ (損失)合計	571	1,350	318	3,492	(3,279)
営業活動からの キャッシュ純額	11,596	(980)	10,730	(12,091)	(25,282)
投資活動からの キャッシュ純額	(13,569)	7,463	(16,629)	10,661	(22,655)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,019)	(629)	(841)	(1,414)	6,260
現金及び現金同等物に 係る為替相場の影響	(255)	(1,380)	3,323	(431)	198
現金及び現金同等物 - 期末現在	75,232	86,228	119,816	78,479	81,754
従業員数(注1)	135,700	135,000	139,900	132,300	139,600

(単位：百万ポンド)

	2015年6月 30日現在	2014年12月 31日現在	2014年6月 30日現在	2013年12月 31日現在	2013年6月 30日現在
非支配持分を除く 株主資本合計	63,557	63,794	62,989	61,009	56,774
資産合計	1,197,555	1,358,693	1,315,492	1,344,201	1,568,544

(注1) 従業員数は常勤換算ベースである。

2 【事業の内容】

2015年6月30日に終了した6カ月間において当社の事業の内容に関する重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当行の発行済普通株式資本はすべて、パークレイズ・ピーエルシーが実質所有者としてこれを所有する。また当行に対する議決権は、パークレイズ・ピーエルシーがそのすべてを保有する。パークレイズ・ピーエルシーはパークレイズ・グループの最終的な持株会社であり、イングランド法に準拠して設立され、2015年6月30日現在、2,342,558,515株（2014年6月30日現在：2,342,558,515株）の当行の発行済普通株式を所有している。パークレイズ・ピーエルシーの登記上の本店は、英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1に所在する。

パークレイズ・バンク・エスエーユーのカイシャバンク・エスエーへの売却を除き、2015年6月30日に終了した6カ月間においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社に関する重要な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

2015年6月30日現在の従業員数合計（常勤換算）は全世界で135,700名であった（2014年12月31日現在：132,300名）。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	3,203	3,057	5
手数料収入純額及びその他の収益	1,181	1,304	(9)
収益合計	4,384	4,361	1
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(178)	(230)	23
営業収益純額	4,206	4,131	2
営業費用	(2,466)	(2,525)	2
訴訟及び特定行為	(25)	(29)	14
目標達成費用	(139)	(115)	(21)
営業費用合計	(2,630)	(2,669)	1
その他の(費用)/収益純額	(48)	6	
税引前利益	1,528	1,468	4
株主帰属利益	1,102	1,039	6
	2015年 6月30日現在 (億ポンド)	2014年 12月31日現在 (億ポンド)	2014年 6月30日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,175	2,170	2,167
資産合計	2,899	2,850	2,681
顧客預り金	2,985	2,992	2,983
リスク調整後資産	1,206	1,202	1,179
	2015年6月30日 終了上半期	2014年6月30日 終了上半期	
重要な数値			
モーゲージ貸付の平均LTV ¹	51%	55%	
新規モーゲージ貸付の平均LTV ¹	62%	64%	
顧客資産 ²	1,426億ポンド	1,513億ポンド	
支店数	1,448	1,546	
パフォーマンス指標			
平均有形株主資本利益率	16.4%	16.1%	
平均割当有形株主資本	136億ポンド	130億ポンド	
平均株主資本利益率	12.3%	12.1%	
平均割当株主資本	181億ポンド	173億ポンド	
収益に対する費用の比率	60%	61%	
貸倒率(ベース・ポイント)	16	21	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計内訳			
パーソナル	2,014	2,053	(2)
コーポレート	1,877	1,768	6
ウェルス	493	540	(9)
収益合計	4,384	4,361	1
	2015年 6月30日現在 (億ポンド)	2014年 12月31日現在 (億ポンド)	2014年 6月30日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳			
パーソナル	1,378	1,368	1,359
コーポレート	660	651	648
ウェルス	137	151	160
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,175	2,170	2,167
顧客預り金内訳			
パーソナル	1,463	1,458	1,416
コーポレート	1,203	1,222	1,237
ウェルス	319	312	330
顧客預り金合計	2,985	2,992	2,983

1 モーゲージ貸付と新規モーゲージ貸付の平均LTVは残高加重ベースで算出したものである。

2 運用資産、保管資産、管理資産を含む、パークレイズが顧客に代わり運用又は管理している資産並びにウェルスの顧客預り金及び顧客貸付金を含む。

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング (PCB)

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- ・ 税引前利益は1,528百万ポンドと4%増加し、平均株主資本利益率は12.3%となった(2014年度上半期:12.1%)。営業費用合計は自動化の進展と正味で98支店の閉鎖を受けて減少した。また、デジタル化と各種販路で顧客満足度の向上に向けた投資を進めたことも営業費用の減少につながった。減損費用は英国の経済環境の改善を受けて減少した。
- ・ ウェルスで米国の顧客への補償及び先に発表した米国事業の売却に関連する費用171百万ポンドを計上したことがPCBの業績に大きく影響した。収益は29百万ポンド、営業費用は目標達成費用56百万ポンドを含めて87百万ポンドの影響を受けた。また、その他の費用純額には売却損55百万ポンドが含まれている。
- ・ 収益合計は1%増加し、4,384百万ポンドとなった。
 - パーソナルの収益は、残高の増加と預金利ざやの改善により一部相殺されたものの、既存顧客の金利変更によるモーゲージ利ざやへの圧力と手数料収入の減少を受けて2%減少し、2,014百万ポンドとなった。
 - コーポレートの収益は6%増加し、1,877百万ポンドとなった。平均貸付金残高及び預金残高がともに増加し、貸付利ざやの縮小により一部相殺されたものの、預金利ざやが改善した。
 - ウェルスの収益は米国の顧客への補償の影響を主因に9%減少し、493百万ポンドとなった。
 - 利息収入純額は利ざやの改善、貸付金及び預金の増加、並びに2014年度下半期に当座貸越収入の大半を手数料収入ではなく利息収入純額として認識する処理方法に変更したことを受けて5%増加し、3,203百万ポンドとなった。
 - 純利ざやは5ベース・ポイント改善し、3.01%となった。コーポレート及びパーソナルの預金利ざやの上昇を受けたものであるが、既存顧客の金利変更によるモーゲージ利ざやに対する圧力の影響により一部相殺された。
 - 手数料収入純額及びその他の収益は2014年度下半期に実施した当座貸越に関する処理方法の変更と米国の顧客への補償の影響により9%減少し、1,181百万ポンドとなった。
- ・ 信用に関する減損費用は23%改善し、178百万ポンドとなり、貸倒率は5ベース・ポイント低下し、16ベース・ポイントとなった。英国の経済環境の改善を背景に、特にコーポレートで英国の大企業顧客の債務不履行の減少によって改善がみられたことを反映している。
- ・ 営業費用合計は1%減少し、2,630百万ポンドとなった。これは、支店網の再編と自動化促進のための技術改善に関連する戦略的コスト・プログラムによるコスト削減効果を反映しているが、先に発表した米国ウェルス事業の売却に関連する56百万ポンドの目標達成費用により一部相殺された。
- ・ 顧客資産は先に発表した米国ウェルス事業の売却と進行中である戦略的市場撤退を主因に87億ポンド減少し、1,426億ポンドとなった。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- ・ 顧客に対する貸付金はモーゲージ及びコーポレートの貸付の伸びを受けて5億ポンド増加し、2,175億ポンドとなった。
- ・ 資産合計は、主に余剰流動性資産の配分及び顧客に対する貸付金の伸びを受けて49億ポンド増加し、2,899億ポンドとなった。
- ・ 顧客預り金は7億ポンド減少し、2,985億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は主にモーゲージ及びコーポレートの貸付の伸びを受けて4億ポンド増加し、1,206億ポンドとなった。

パークレイカード

損益計算書関連の情報	2015年 6月30日	2014年 6月30日	増減率 (%)
	終了上半期 (百万ポンド)	終了上半期 (百万ポンド)	
利息収入純額	1,704	1,500	14
手数料収入純額及びその他の収益	653	624	5
収益合計	2,357	2,124	11
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(563)	(537)	(5)
営業収益純額	1,794	1,587	13
営業費用	(961)	(822)	(17)
目標達成費用	(56)	(36)	(56)
営業費用合計	(1,017)	(858)	(19)
その他の収益純額	18	35	(49)
税引前利益	795	764	4
株主帰属利益	566	539	5

貸借対照表関連の情報	2015年	2014年	2014年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	369	366	332
資産合計	419	413	362
顧客預り金	77	73	59
リスク調整後資産	403	399	377

重要な数値	2015年 6月30日	2014年 6月30日
	終了上半期	終了上半期
30日以上延滞率 - 英国カード	2.4%	2.4%
30日以上延滞率 - 米国カード	1.9%	1.9%
パークレイカード個人顧客総数	29.9百万	27.8百万
パークレイカード法人顧客総数	343,000	352,000
決済処理金額	1,450億ポンド	1,240億ポンド

パフォーマンス指標

パフォーマンス指標	2015年 6月30日	2014年 6月30日
	終了上半期	終了上半期
平均有形株主資本利益率	22.9%	23.6%
平均割当有形株主資本	50億ポンド	46億ポンド
平均株主資本利益率	18.2%	18.9%
平均割当株主資本	63億ポンド	57億ポンド
収益に対する費用の比率	43%	40%
貸倒率(ベース・ポイント)	293	311

パークレイカード

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- ・ 税引前利益は4%増加し、795百万ポンドとなった。個人及び法人に関する多様なビジネスモデルを受け、収益は11%増の2,357百万ポンドとなり、米国カードは大きな事業成長を遂げた。リスク管理に引き続き注力したことにより、30日以上延滞率は横ばい、貸倒率は低下した。営業費用合計は増加したが、これは成長に向けた継続投資によるものであり、2014年6月期との比較では、貸付金が11%増加し、すべての地域で顧客ベースが拡大している。平均株主資本利益率は、18.2%と引き続き高い水準となった(2014年度上半期:18.9%)。
- ・ 収益合計は、欧州発行者手数料規則(European Interchange Fee Regulation)による利率の上限設定の影響により一部相殺されたものの、米国カードにおける事業成長や、米ドル(平均)が英ポンドに対して上昇したことを受け、11%増の2,357百万ポンドとなった。
- ・ 利息収入純額は、事業の成長により14%増加して1,704百万ポンドとなったが、純利ざやは横ばいの9.05%であった(2014年度上半期:9.05%)。
- ・ 手数料収入純額及びその他の収益は、欧州発行者手数料規則改正の影響により一部相殺されたものの、米国カード及びビジネス・ソリューションズの成長を受けて5%増の653百万ポンドとなった。
- ・ 信用に関する減損費用は5%増加して563百万ポンドとなり、同期間における貸付金は11%増の369億ポンドとなった。延滞率は横ばい、貸倒率は18ベース・ポイント改善して293ベース・ポイントとなった。
- ・ 営業費用合計は1,017百万ポンドと19%増加した。これは、事業成長に対する継続投資、目標達成費用の増加、米ドル(平均)が英ポンドに対して上昇したこと、並びに特定のマーケティング費用及び2014年度上半期における一度限りの付加価値税還付を含む特別項目の影響に起因する。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- ・ 顧客に対する貸付金は、米国カードの残高増加を受けて1%増の369億ポンドとなった。
- ・ 資産合計は、顧客に対する貸付金の増加を主因として1%増加し、419億ポンドとなった。
- ・ 顧客預り金は5%増の77億ポンドになった。これは米国における預金による資金調達戦略に起因する。
- ・ リスク調整後資産は、顧客に対する貸付金の増加を主因として4億ポンド増加し、403億ポンドとなった。

アフリカ・バンキング

	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	1,068	1,007	6
手数料収入純額及びその他の収益	871	850	2
収益合計	1,939	1,857	4
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(81)	(84)	4
保険金控除後の収益合計	1,858	1,773	5
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(193)	(196)	2
営業収益純額	1,665	1,577	6
営業費用	(1,116)	(1,082)	(3)
目標達成費用	(13)	(17)	24
営業費用合計	(1,129)	(1,099)	(3)
その他の収益純額	4	6	(33)
税引前利益	540	484	12
株主帰属利益	208	181	15

	2015年 6月30日現在 (億ポンド)	2014年 12月31日現在 (億ポンド)	2014年 6月30日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	352	338
資産合計	540	555	524
顧客預り金	344	350	332
リスク調整後資産	364	385	365

恒常通貨ベース¹

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338	332	321
資産合計	540	522	499
顧客預り金	344	331	316
リスク調整後資産	364	363	347

重要な数値

	2015年6月30日 終了上半期	2014年6月30日 終了上半期
モーゲージ貸付の平均LTV ²	59%	61%
新規モーゲージ貸付の平均LTV ²	76%	75%

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	14.0%	13.3%
平均割当有形株主資本	30億ポンド	27億ポンド
平均株主資本利益率	10.3%	9.6%
平均割当株主資本	40億ポンド	38億ポンド
収益に対する費用の比率	61%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	105	110

1 恒常通貨ベースの業績は、報告期間による為替レートの変動の影響を排除するため、貸借対照表の南アフリカ・ランド建ての業績を2015年6月30日現在の為替レートで英ポンドに換算している。

2 残高加重ベースで算出したものである。

アフリカ・バンキング

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- 平均為替レートベースで2015年度上半期を2014年度上半期と比較すると、南アフリカ・ランドは英ポンドに対して2%下落した。この下落は、アフリカ・バンキングの損益計算書の業績報告額の変動に大きな影響を及ぼすものではないため、下記の事業部門別業績の記載は、英ポンド建ての業績報告額に基づいている。
- 税引前利益は、リテール・バンキングの南アフリカにおける立て直しが引き続き進展し、リテール・アンド・ビジネス・バンキング（RBB）が大幅な増収となったことを反映して12%増の540百万ポンドとなった。南アフリカの業績は、トレーディングの業績の低下によって一部相殺されたものの、コーポレート・バンキング及びウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス（WIMI）が大きく成長したことを示している。南アフリカ以外の業績は、コーポレート・バンキングの成長がわずかに後退したことによって一部相殺されたものの、トレーディングの業績及びWIMIの力強い伸びを示している。
- 保険金控除後の収益合計は5%増加し、1,858百万ポンドとなった。
 - 利息収入純額は6%増の1,068百万ポンドとなった。これは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）の顧客に対する貸付金の平均が増加したことと、南アフリカRBB及びコーポレート事業の顧客預り金が増加したことに起因する。純利ざや、CIBがスワップをカレンシー・マッチ・ファンディングに置き換える戦略を引き続き進めたことにより、10ベース・ポイント上昇して5.97%となった。これにより、利息収入純額が増加し、手数料収入純額及びその他の収益に認識されるヘッジ収入が減少した。
 - 手数料収入純額及びその他の収益は、ヘッジ収入の減少によって一部相殺されたものの、南アフリカにおける取引収益の増加を主因として2%増の871百万ポンドとなった。
- 信用に関する減損費用は概ね横ばいの193百万ポンドであった（2014年度上半期：196百万ポンド）が、貸倒率は105ベース・ポイントと5ベース・ポイント改善した。これは、CIBにおける減損の増加と引当対象の正常債権の範囲が拡大したことによって一部相殺されたものの、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオ及びビジネス・バンキングで減損が減少したことを反映している。
- 営業費用合計は、主に不動産及びテクノロジーにおける戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果によって一部相殺されたものの、人件費に対するインフレの影響及び主な取り組みに対する投資支出の増加を反映し、3%増の1,129百万ポンドとなった。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- 期末為替レートベースで2015年6月30日現在を2014年12月31日現在と比較すると、南アフリカ・ランドは英ポンドに対して6%下落した。この下落は、アフリカ・バンキングの貸借対照表の業績報告額の変動に重要な影響を及ぼすため、下記の事業部門別業績の記載は、恒常通貨ベースの業績に基づいている。
- 顧客に対する貸付金は、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオがわずかに減少したものの、南アフリカにおけるCIBの力強い伸びとRBBの成長を受け、2%増の338億ポンドとなった。
- 顧客及び銀行に対する貸付金の増加を主因として、資産合計は3%増加し、540億ポンドとなった。
- 顧客預り金は、RBB南アフリカ及びコーポレート事業の好調な伸びを反映して、4%増の344億ポンドとなった。
- リスク調整後資産は1億ポンド増加し、364億ポンドとなった。これは主に顧客に対する貸付金の増加によるものである。

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報	2015年6月30日	2014年6月30日	増減率 (%)
	終了上半期 (百万ポンド)	終了上半期 (百万ポンド)	
利息収入純額	276	334	(17)
トレーディング収益純額	2,423	2,137	13
手数料収入純額及びその他の収益	1,600	1,786	(10)
収益合計	4,299	4,257	1
信用に関する減損(費用)/戻入及びその他の引当金繰入額	(1)	26	
営業収益純額	4,298	4,283	-
営業費用	(2,738)	(2,848)	4
訴訟及び特定行為	(57)	(95)	40
目標達成費用	(63)	(282)	78
営業費用合計	(2,858)	(3,225)	11
税引前利益	1,440	1,058	36
株主帰属利益	761	435	75

貸借対照表関連の情報	2015年	2014年	2014年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	1,231	1,063	1,172
トレーディング・ポートフォリオ資産	818	948	1,012
デリバティブ金融商品資産	1,185	1,526	1,042
デリバティブ金融商品負債	1,277	1,606	1,095
リバース・レポ取引及びその他類いの担保付貸付	584	643	830
資産合計	4,201	4,557	4,462
リスク調整後資産	1,153	1,224	1,239

パフォーマンス指標	2015年6月30日	2014年6月30日
	終了上半期	終了上半期
平均有形株主資本利益率	10.9%	6.0%
平均割当有形株主資本	142億ポンド	147億ポンド
平均株主資本利益率	10.2%	5.7%
平均割当株主資本	151億ポンド	154億ポンド
収益に対する費用の比率	66%	76%

収益合計内訳			増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
インベストメント・バンキング手数料	1,135	1,174	(3)
レンディング	205	169	21
バンキング	1,340	1,343	-
クレジット	546	616	(11)
エクイティ	1,235	1,220	1
マクロ	1,178	1,056	12
マーケッツ	2,959	2,892	2
バンキング&マーケッツ	4,299	4,235	2
その他	-	22	
収益合計	4,299	4,257	1

¹ 2015年6月30日現在の貸付金には、顧客に対する貸付金991億ポンド(2014年12月:864億ポンド)(決済残高404億ポンド(2014年12月:258億ポンド)及び現金担保286億ポンド(2014年12月:322億ポンド)を含む。)、並びに銀行に対する貸付金240億ポンド(2014年12月:199億ポンド)(決済残高59億ポンド(2014年12月:27億ポンド)及び現金担保64億ポンド(2014年12月:69億ポンド)を含む。)が含まれている。

インベストメント・バンク

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- ・ 税引前利益は36%増加し、1,440百万ポンドとなった。インベストメント・バンクはオリジネーションを牽引役とする戦略を引き続き進展させた。また、2015年度上半期はギリシャとユーロ圏を巡る不透明感を背景に市場のボラティリティが高まったことが、規模を見直したマクロ事業に追い風をもたらした。収益の拡大に加え、コスト削減とリスク調整後資産の効率化に引き続き注力した結果、平均株主資本利益率は10.2%となった(2014年度上半期:5.7%)。
- ・ 収益合計は1%増加し、4,299百万ポンドとなった。
 - バンキングの収益は1,340百万ポンドと横ばいであった(2014年度上半期:1,343百万ポンド)。インベストメント・バンキング手数料収入は株式引受手数料及び財務アドバイザー手数料の減少を受けて3%減少し、1,135百万ポンドとなった。レンディングの収益はヘッジの公正価値損失の減少を受けて21%増加し、205百万ポンドとなった。
 - マーケッツの収益は2%増加し、2,959百万ポンドとなった。
 - エクイティの収益は1%増加し、1,235百万ポンドとなった。株式デリバティブの減収によって一部相殺されたものの、株式資金調達及び現物株による収益が増加したためである。
 - マクロの収益は市場のボラティリティ上昇を反映し、金利及び為替商品が増収となったことで、12%増加し、1,178百万ポンドとなった。
 - クレジットの収益は、クレジット・フロー・トレーディングの増収により一部相殺されたものの、ディストレスト・クレジット及び証券化商品の減収により11%減少し、546百万ポンドとなった。
- ・ 信用に関する減損費用は1百万ポンドであった(2014年度上半期:26百万ポンドの戻入れ)。
- ・ 営業費用合計は11%減少し、2,858百万ポンドとなった。目標達成費用の減少、報酬費用の減少並びに事業の再編、システムの廃棄及び不動産インフラの縮小を含む、戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を反映している。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- ・ デリバティブ金融商品資産及び負債は主要金利フォワード・カーブの上方シフトを受け、それぞれ22%減の1,185億ポンド、20%減の1,277億ポンドとなった。
- ・ トレーディング・ポートフォリオ資産は持分証券の減少を受けて14%減少し、818億ポンドとなった。
- ・ 資産合計は、顧客及び銀行に対する貸付金の決済残高の増加により一部相殺されたものの、デリバティブ金融商品資産、トレーディング・ポートフォリオ資産、リバース・レポ取引の減少を受けて8%減少し、4,201億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、トレーディング勘定におけるリスクの減少を主に受けて6%減少し、1,153億ポンドとなった。

本社

	2015年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)	2014年6月30日 終了上半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報		
収益合計	42	159
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(1)	-
営業収益純額	41	159
営業費用	(78)	(37)
訴訟及び特定行為	(7)	(54)
目標達成費用	(22)	(2)
営業費用合計	(107)	(93)
その他の収益純額	4	-
税引前(損失)/利益	(62)	66
株主帰属(損失)/利益	(80)	30

	2015年 6月30日現在 (億ポンド)	2014年 12月31日現在 (億ポンド)	2014年 6月30日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計	526	491	433
リスク調整後資産	75	56	76

本社

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- ・ 2014年度上半期の税引前利益66百万ポンドから税引前損失62百万ポンドに推移した。
- ・ 収益合計は117百万ポンド減少して42百万ポンドとなった。これは、2014年度上半期におけるグループ子会社の事業再編による外国為替の組替調整による純利益と負債管理の実施による利益が今期は発生しなかったことが原因である。
- ・ 営業費用合計は14百万ポンド増加して107百万ポンドとなった。これは、2014年度上半期における訴訟及び特定行為に係る特別費用によって一部相殺されたものの、構造改革に関連する費用及び目標達成費用の増加を反映している。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- ・ 資産合計は、日々の財務決済用に保有する現金の追加を反映して35億ポンド増加し526億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、グループ全体の市場リスクとオペレーショナル・リスクの再配分を主因として、19億ポンド増加し75億ポンドとなった。

パークレイズ・ノンコア

損益計算書関連の情報	2015年6月30日	2014年6月30日	増減率(%)
	終了上半期 (百万ポンド)	終了上半期 (百万ポンド)	
利息収入純額	128	183	(30)
トレーディング収益純額	(250)	116	
手数料収入純額及びその他の収益	331	514	(36)
収益合計	209	813	(74)
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(167)	(155)	(8)
保険金控除後の収益合計	42	658	(94)
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(37)	(149)	75
営業収益純額	5	509	(99)
営業費用	(453)	(860)	47
訴訟及び特定行為	(45)	(33)	(36)
目標達成費用	(23)	(41)	44
営業費用合計	(521)	(934)	44
その他の収益/(費用)純額	4	(66)	
税引前損失	(512)	(491)	(4)
株主帰属損失	(402)	(464)	13

貸借対照表関連の情報	2015年	2014年	2014年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	539	639	755
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	170	187	170
トレーディング・ポートフォリオ資産	116	159	229
デリバティブ金融商品資産	2,209	2,854	2,270
デリバティブ金融商品負債	2,136	2,771	2,150
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付	156	493	868
資産合計	3,382	4,715	4,686
顧客預り金	196	216	286
リスク調整後資産	566	753	875
レバレッジ・エクスポージャー	1,663	2,775	3,817

パフォーマンス指標	2015年6月30日	2014年6月30日
	終了上半期	終了上半期
平均有形株主資本利益率 ²	(4.3%)	(6.0%)
平均割当有形株主資本	97億ポンド	142億ポンド
平均株主資本利益率 ²	(3.4%)	(4.5%)
平均割当株主資本	98億ポンド	145億ポンド
期末割当株主資本	83億ポンド	127億ポンド

保険金控除後の収益合計内訳	2015年6月30日	2014年6月30日	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
ビジネス	275	546	(50)
証券及びローン	(115)	153	
デリバティブ	(118)	(41)	
保険金控除後の収益合計	42	658	(94)

¹ 2015年6月30日現在の貸付金には、顧客に対する貸付金427億ポンド(2014年12月:516億ポンド)(決済残高10億ポンド(2014年12月:16億ポンド)及び現金担保180億ポンド(2014年12月:221億ポンド)を含む。)、並びに銀行に対する貸付金112億ポンド(2014年12月:123億ポンド)(決済残高2億ポンド(2014年12月:3億ポンド)及び現金担保105億ポンド(2014年12月:113億ポンド)を含む。)が含まれている。

² パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率は、当グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示している。これはノンコア事業の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率を示すものではない。

パークレイズ・ノンコア

損益計算書 - 2015年度上半期と2014年度上半期の比較

- ・ 税引前損失は4%増加し、512百万ポンドとなった。パークレイズ・ノンコア（BNC）では2015年度上半期に事業、証券、デリバティブ資産の撤退と圧縮が順調に進展し続けた。リスク調整後資産は2014年12月と比べてさらに187億ポンド減少し、566億ポンドとなった。
- ・ 保険金控除後の収益合計は94%減少し、42百万ポンドとなった。
 - ビジネスの収益はスペイン事業の売却と旧来からのポートフォリオ資産の売却及び縮小の影響により、50%減少し、275百万ポンドとなった。
 - 証券及びローンの収益は268百万ポンド減少し、115百万ポンドの費用となった。訴訟関連引当金戻入れ91百万ポンドにより一部相殺されたものの、教育・社会的住宅供給・地方自治体（ESHLA）ポートフォリオの公正価値評価損175百万ポンド（2014年度上半期：29百万ポンド）と証券の積極的な圧縮が主因である。
 - デリバティブの収益は77百万ポンド減少し、118百万ポンドの費用となった。これはポートフォリオの積極的な圧縮と公正価値の変動を反映している。
- ・ 信用に関する減損費用はスペイン事業の売却と欧州の債権回収の増加を受けて75%減少し、37百万ポンドとなった。
- ・ 営業費用合計はスペイン、アラブ首長国連邦、コモディティ、複数の自己勘定投資事業からの撤退に伴う費用削減効果を反映し、44%減少し、521百万ポンドとなった。

貸借対照表 - 2015年6月30日と2014年12月31日の比較

- ・ 銀行及び顧客に対する貸付金は16%減少し、539億ポンドとなった。これは資産圧縮による欧州リテール貸付金の減少と現金担保残高の減少によるものである。
- ・ トレーディング・ポートフォリオ資産は旧来からのポートフォリオ資産の売却、縮小によって27%減少し、116億ポンドとなった。
- ・ デリバティブ金融商品資産及び負債は主要金利フォワード・カーブの上方シフトと取引持ち高の解消を受け、ともに23%減少し、それぞれ2,209億ポンド、2,136億ポンドとなった。
- ・ 資産合計は28%減少し、3,382億ポンドとなった。デリバティブ金融資産、リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付、銀行及び顧客に対する貸付金、トレーディング・ポートフォリオ資産の減少を反映している。
- ・ レバレッジ・エクスポージャーはデリバティブ及びリバース・レポ取引の減少により40%減少し、1,663億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産はスペイン事業の売却、旧来からの仕組商品及びクレジット商品の圧縮を含め、187億ポンド減少し、566億ポンドとなった。期末割当株主資本は27億ポンド減少し、83億ポンドとなった。

収益及び支出の性質別による業績については、「第6 - 1 中間財務書類」中のパークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記を参照のこと。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

2015年5月に提出した有価証券報告書の第一部「第3 - 4 事業等のリスク」に記載されているものを除き、当社はその財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して重大なリスクを認識していない。また、当社は当中間会計期間の末日現在、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象を認識していない。

5 【経営上の重要な契約等】

2015年6月30日に終了した6カ月間において重要な変化はなかった。

6 【研究開発活動】

当グループは、各事業部門の通常の業務過程において新しい商品及びサービスの開発を行っている。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

2015年6月30日に終了した6カ月間において重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

2015年6月30日に終了した6カ月間において重要な変化はなかった。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】（2015年6月30日現在）

2009年10月1日に、2006年会社法の最終規定が施行され、これには当社の定款で定められた制限に従うことを条件として授權株式資本の概念を撤廃する旨の規定が含まれていた。当社はその2010年度年次株主総会において、かかる制限の一切を排除した新たな定款を採択した。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2015年6月30日現在の発行済普通株式資本は、額面1ポンドの普通株式2,342,558,515株（2014年12月31日現在：2,342,558,515株）で構成されていた。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2015年6月30日現在の発行済優先株式資本は、以下の額面価額の優先株式で構成されていた。

株式	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
額面1ポンドの発行済全額払込済株式	1,000株	1,000株
額面100ポンドの発行済全額払込済株式	20,930株	20,930株
額面0.25米ドルの発行済全額払込済株式	237,000,000株	237,000,000株
額面100米ドルの発行済全額払込済株式	58,133株	58,133株
額面100ユーロの発行済全額払込済株式	31,856株	31,856株

【発行済株式】 (2015年6月30日現在)

	記名・無記名の別 及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
発行 済 株 式	1) 記名 額面1ポンド	普通株式	2,342,558,515株	なし	普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。) 2015年5月29日に提出されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書「第6-1 財務書類」、財務書類に対する注記30及び本書「第6-1 中間財務書類」、中間財務書類に対する注記4を参照のこと。
	2) 無記名 [*] 額面100ポンド	優先株式	20,930株	ルクセンブルク証券取引所	
	3) 記名 額面1ポンド	優先株式	1,000株	なし	
	4) 無記名 [*] 額面100米ドル	優先株式	58,133株	ルクセンブルク証券取引所	
	5) 無記名 [*] 額面0.25米ドル	優先株式	237,000,000株	ニューヨーク証券取引所	
	6) 無記名 [*] 額面100ユーロ	優先株式	31,856株	ルクセンブルク証券取引所	
計			2,579,670,434株		

* 特定の状況においては記名株式と交換できる無記名株式。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金増(減)額	資本金残高	摘要
2014年12月31日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (435,950,139,642円)	
2015年上半期の増減					
新株発行	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (435,950,139,642円)	
株式買戻し	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (435,950,139,642円)	
2015年6月30日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (435,950,139,642円)	

優先株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金 増(減)額	資本金残高
2014年12月31日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面 1ポンド優先株式		1,000株		1,000ポンド (186,100円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上 償還可能額面100ユーロ優先株式		31,856株		3,185,600ユーロ (433,369,024円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償 還可能額面100ポンド優先株式		20,930株		2,093,000ポンド (389,507,300円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上 償還可能額面100米ドル優先株式		58,133株		5,813,300米ドル (703,467,433円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (907,575,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,663,887,500円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (1,391,615,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (3,206,765,000円)
2015年上半期の増減				
2015年上半期に発行された株式	-		-	
2015年上半期に買戻された優先株式	-		-	
2015年6月30日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面 1ポンド優先株式		1,000株		1,000ポンド (186,100円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上 償還可能額面100ユーロ優先株式		31,856株		3,185,600ユーロ (433,369,024円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償 還可能額面100ポンド優先株式		20,930株		2,093,000ポンド (389,507,300円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上 償還可能額面100米ドル優先株式		58,133株		5,813,300米ドル (703,467,433円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (907,575,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,663,887,500円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (1,391,615,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (3,206,765,000円)

(4) 【大株主の状況】(2015年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有普通株式数 (株)	発行済普通株式 数に対する割合
パークレイズ・グループ・ホールディングス・リミテッド	英国、ロンドン	2	0%
パークレイズ・ピーエルシー	英国、ロンドン	2,342,558,513	100%
計		2,342,558,515	100%

2 【株価の推移】

該当なし。本書の日付現在において当社の普通株式は証券取引所に上場されていないため、株価の推移はなく、本項は該当しない。

3 【役員状況】

2015年5月29日にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書を関東財務局長に提出した後、当社取締役会に以下の変更が生じた。

(1) 新任取締役

役職名	氏名	生年	主要略歴	所有株式数	就任年月日
業務執行権のない取締役	ダイアン・シュエネマン	1952年	同氏は、金融サービス業界において、グローバルかつ分野横断的な事業運営、顧客サービス及び技術の管理に関する幅広い専門知識を有する。メリルリンチにおける同氏の37年間のキャリアの中で、同氏の役割は、メリルリンチのリテール及びミドルマーケットの顧客に提供される、銀行業務、ブローカレッジ・サービス及び技術に対する責任を含み、直近では、世界中のIT、オペレーション及び顧客サービスに対するシニア・バイス・プレジデント兼グローバル・インフラストラクチャー・ソリューションズの責任者としての責任を含む。マッキンゼー・アンド・カンパニーのコンサルタントとして、同氏はグローバル・インフラストラクチャー・ソリューションズの責任者も務め、米国内閣歳入庁長官に助言を行い、数多くの業務執行権のない取締役職を歴任した。同氏は現在、ICAPピーエルシーの業務執行権のない取締役である。	該当なし。 パークレイズ・ピーエルシーの株式2,000株。	2015年 6月25日

(2) 退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
最高責任者	アントニー・ジェンキンス	2015年7月16日

(3) 取締役の役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
ジョン・マクファーレン	執行権のある会長	会長	2015年7月17日

アントニー・ジェンキンスの2015年7月16日付けの退任に伴い、ジョン・マクファーレンは2015年7月17日付けで執行権のある会長に任命された。

第6 【経理の状況】

(イ)当グループの2015年6月30日に終了した6ヵ月間に係る添付の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成されている。

当該中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定の適用を受けている。

当グループの採用した会計基準、会計慣行及び表示方法と日本において一般に公正妥当と認められているこれらとの主な相違点に関しては、「3 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

当該中間財務書類は、金融行為監督機構の開示及び透明性規則に従って発行された未監査の半期報告書に基づいて作成されている。

(ロ)当グループの中間財務書類(原文、未監査)はスターリング・ポンドで表示されている。「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2015年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値、1ポンド=186.10円の為替レートで換算された金額である。従って、スターリング・ポンドで表示されている金額が、上記の相場で実際に円金額に交換されたとか、あるいは交換できたであろうとか、交換できるであろうと解してはならない。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ハ)本書記載の中間財務書類については、独立した監査人による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

作成の基礎

パークレイズ・ピーエルシーの2015年6月30日終了期間の決算報告書にはより詳細な開示が含まれている。同決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャー、事業部門別業績及びパークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記の一部も含まれている。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社である。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一であるが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることである。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達の構造が異なる。重要な相違点は以下の記載の通りである。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式		5,846	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式及びキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示される。
その他の株主資本		487	
非支配持分	6,294	2,153	
自己株式	(82)		従業員株式制度のため、及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識される。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除する。
資本償還準備金	394	24	パークレイズ・ピーエルシー株式又はパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還又は交換によって生じる。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート (CCN)

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2シリーズのCCNを発行した。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払う。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上のCRD IVのCET 1比率 (FSAによる2012年10月の移行に関する発表文) が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却される。CCNの支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利である。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なる。

- ・ 7.675%のCCNの発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われる。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、パークレイズ・ピーエルシーに対する債務が引き続き存在する。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはないが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されたこの債券の当初公正価値は額面を上回った。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却される。
- ・ 7.75%のCCNの発行の場合、消却はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに直接影響を及ぼす。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回ったが、差額は徐々に損益計算書上で償却される。

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期		
	注記 ¹	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額		6,231	1,159,589	6,110	1,137,071
手数料収入純額		4,013	746,819	4,270	794,647
トレーディング収益純額		2,662	495,398	2,545	473,625
投資収益純額		923	171,770	356	66,252
保険契約に基づく保険料収入純額		351	65,321	336	62,530
その他の収益		(11)	(2,047)	13	2,419
収益合計		14,169	2,636,851	13,630	2,536,543
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(248)	(46,153)	(240)	(44,664)
保険金控除後の収益合計		13,921	2,590,698	13,390	2,491,879
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(973)	(181,075)	(1,086)	(202,105)
営業収益純額		12,948	2,409,623	12,304	2,289,774
人件費		(4,864)	(905,190)	(5,730)	(1,066,353)
インフラ費用		(1,590)	(295,899)	(1,568)	(291,805)
一般管理費		(3,211)	(597,567)	(2,482)	(461,900)
営業費用		(9,665)	(1,798,657)	(9,780)	(1,820,058)
事業売却損、並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分		(136)	(25,310)	(20)	(3,722)
税引前利益		3,147	585,657	2,504	465,994
税金		(1,010)	(187,961)	(906)	(168,607)
税引後利益		2,137	397,696	1,598	297,388
以下に帰属するもの：					
親会社の株主		1,972	366,989	1,446	269,101
非支配持分	2	165	30,707	152	28,287
税引後利益		2,137	397,696	1,598	297,388

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は9ページから10ページ(訳者注:原文のページ)、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の56ページから90ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(2) 要約連結包括利益計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期		
	注記 ¹	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益		2,137	397,696	1,598	297,388
損益に振替えられる可能性のある その他の包括(損失)/利益:					
為替換算再評価差額		(590)	(109,799)	(1,056)	(196,522)
売却可能投資再評価差額		(278)	(51,736)	336	62,530
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		(646)	(120,221)	254	47,269
その他		41	7,630	(18)	(3,350)
損益に振替えられる可能性のある その他の包括(損失)/利益合計		(1,473)	(274,125)	(484)	(90,072)
損益に振替えられないその他の 包括(損失)/利益:					
退職給付の再測定		(93)	(17,307)	236	43,920
当期その他の包括損失		(1,566)	(291,433)	(248)	(46,153)
当期包括利益合計		571	106,263	1,350	251,235
以下に帰属するもの:					
親会社の株主		543	101,052	1,324	246,396
非支配持分		28	5,211	26	4,839
当期包括利益合計		571	106,263	1,350	251,235

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は9ページから10ページ(訳者注:原文のページ)、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の56ページから90ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在		
	注記 ¹ 百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	
資産					
現金及び中央銀行預け金	33,341	6,204,760	39,695	7,387,240	
他銀行から取立中の項目	1,227	228,345	1,210	225,181	
トレーディング・ポートフォリオ資産	98,105	18,257,341	114,755	21,355,906	
公正価値で測定すると指定された金融資産	33,335	6,203,644	38,300	7,127,630	
デリバティブ	341,470	63,547,567	440,076	81,898,144	
売却可能金融投資	96,255	17,913,056	86,105	16,024,141	
銀行に対する貸付金	45,107	8,394,413	42,657	7,938,468	
顧客に対する貸付金	430,719	80,156,806	427,767	79,607,439	
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付	93,138	17,332,982	131,753	24,519,233	
前払金、未収収益及びその他の資産	3,775	702,528	3,604	670,704	
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	577	107,380	711	132,317	
有形固定資産	3,620	673,682	3,786	704,575	
のれん	4,832	899,235	4,887	909,471	
無形資産	3,357	624,738	3,293	612,827	
未収還付税及び繰延税金資産	4,510	839,311	4,464	830,750	
退職給付資産	33	6,141	56	10,422	
売却目的非流動資産	4,154	773,059	15,574	2,898,321	
資産合計	1,197,555	222,864,986	1,358,693	252,852,767	
負債					
銀行預り金	55,978	10,417,506	58,390	10,866,379	
他銀行への未決済項目	1,539	286,408	1,177	219,040	
顧客預り金	438,445	81,594,615	427,868	79,626,235	
レポ取引及びその他類似の担保付借入	85,092	15,835,621	124,479	23,165,542	
トレーディング・ポートフォリオ負債	41,818	7,782,330	45,124	8,397,576	
公正価値で測定すると指定された金融負債	51,284	9,543,952	56,972	10,602,489	
デリバティブ	342,964	63,825,600	439,320	81,757,452	
発行債券	75,525	14,055,203	86,099	16,023,024	
劣後負債	20,155	3,750,846	21,685	4,035,579	
未払金、繰延収益及びその他の負債	11,854	2,206,029	11,432	2,127,495	
引当金	3,287	611,711	4,135	769,524	
未払税金及び繰延税金負債	904	168,234	1,278	237,836	
退職給付債務	1,091	203,035	1,574	292,921	
売却目的処分グループに含まれる負債	1,909	355,265	13,115	2,440,702	
負債合計	1,131,845	210,636,355	1,292,648	240,561,793	
株主資本					
払込済株式資本及び株式払込剰余金	4	14,472	2,693,239	14,472	2,693,239
その他の剰余金		948	176,423	2,322	432,124
利益剰余金		43,787	8,148,761	42,650	7,937,165
親会社の普通株主に帰属する株主持分		59,207	11,018,423	59,444	11,062,528
その他の持分商品		4,350	809,535	4,350	809,535
非支配持分を除く株主資本合計		63,557	11,827,958	63,794	11,872,063
非支配持分	2	2,153	400,673	2,251	418,911
株主資本合計		65,710	12,228,631	66,045	12,290,975
負債及び株主資本合計		1,197,555	222,864,986	1,358,693	252,852,767

- 1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は9ページから10ページ(訳者注:原文のページ)、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の56ページから90ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹						
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年6月30日終了上半期							
2015年1月1日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045
税引後利益		159		1,813	1,972	165	2,137
為替換算の変動			(463)		(463)	(127)	(590)
売却可能投資			(279)		(279)	1	(278)
キャッシュフロー・ヘッジ			(634)		(634)	(12)	(646)
退職給付の再測定				(94)	(94)	1	(93)
その他				41	41		41
当期包括利益合計		159	(1,376)	1,760	543	28	571
その他の持分商品に係るクーポン 支払額		(159)		32	(127)		(127)
持分決済型株式制度				303	303		303
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(706)	(706)		(706)
配当金支払額				(595)	(595)	(129)	(724)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(171)	(171)		(171)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出				560	560		560
その他の剰余金の変動			2	(46)	(44)	3	(41)
2015年6月30日現在残高	14,472	4,350	948	43,787	63,557	2,153	65,710
2014年12月31日終了下半期							
2014年7月1日現在残高	14,479	4,350	(558)	44,718	62,989	2,130	65,119
税引後利益		160		(1,078)	(918)	174	(744)
為替換算の変動			1,501		1,501	41	1,542
売却可能投資			87		87	3	90
キャッシュフロー・ヘッジ			1,284		1,284	2	1,286
退職給付の再測定				(32)	(32)	1	(31)
その他				(1)	(1)	-	(1)
当期包括利益合計		160	2,872	(1,111)	1,921	221	2,142
優先株式の償還	(7)		8	(792)	(791)		(791)
その他の持分商品に係るクーポン支 払額		(160)		35	(125)		(125)
持分決済型株式制度				314	314		314
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(91)	(91)		(91)
配当金支払額				(185)	(185)	(93)	(278)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(204)	(204)		(204)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出							
その他の剰余金の変動				(34)	(34)	(7)	(41)
2014年12月31日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済		その他の 剰余金	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品					
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
税引後利益		90		1,356	1,446	152	1,598
為替換算の変動			(941)		(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資			340		340	(4)	336
キャッシュフロー・ヘッジ			260		260	(6)	254
退職給付の再測定				237	237	(1)	236
その他				(18)	(18)		(18)
当期包括利益合計		90	(341)	1,575	1,324	26	1,350
持分商品の買戻し及び発行	(15)	2,272	16	(1,683)	590		590
その他の持分商品に係るクーポン 支払額		(90)		19	(71)		(71)
持分決済型株式制度				379	379		379
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(775)	(775)		(775)
配当金支払額				(636)	(636)	(97)	(733)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(237)	(237)		(237)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出				1,412	1,412		1,412
その他の剰余金の変動				(6)	(6)	(10)	(16)
2014年6月30日現在残高	14,479	4,350	(558)	44,718	62,989	2,130	65,119

1 株式資本及び非支配持分の詳細は、10ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹						
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年6月30日終了上半期							
2015年1月1日現在残高	2,693,239	809,535	432,124	7,937,165	11,872,063	418,911	12,290,975
税引後利益		29,590		337,399	366,989	30,707	397,696
為替換算の変動			(86,164)		(86,164)	(23,635)	(109,799)
売却可能投資			(51,922)		(51,922)	186	(51,736)
キャッシュフロー・ヘッジ			(117,987)		(117,987)	(2,233)	(120,221)
退職給付の再測定				(17,493)	(17,493)	186	(17,307)
その他				7,630	7,630		7,630
当期包括利益合計		29,590	(256,074)	327,536	101,052	5,211	106,263
その他の持分商品に係るクーポン 支払額		(29,590)		5,955	(23,635)		(23,635)
持分決済型株式制度				56,388	56,388		56,388
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(131,387)	(131,387)		(131,387)
配当金支払額				(110,730)	(110,730)	(24,007)	(134,736)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(31,823)	(31,823)		(31,823)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出				104,216	104,216		104,216
その他の剰余金の変動			372	(8,561)	(8,188)	558	(7,630)
2015年6月30日現在残高	2,693,239	809,535	176,423	8,148,761	11,827,958	400,673	12,228,631
2014年12月31日終了下半期							
2014年7月1日現在残高	2,694,542	809,535	(103,844)	8,322,020	11,722,253	396,393	12,118,646
税引後利益		29,776		(200,616)	(170,840)	32,381	(138,458)
為替換算の変動			279,336		279,336	7,630	286,966
売却可能投資			16,191		16,191	558	16,749
キャッシュフロー・ヘッジ			238,952		238,952	372	239,325
退職給付の再測定				(5,955)	(5,955)	186	(5,769)
その他				(186)	(186)		(186)
当期包括利益合計		29,776	534,479	(206,757)	357,498	41,128	398,626
優先株式の償還	(1,303)		1,489	(147,391)	(147,205)		(147,205)
その他の持分商品に係るクーポン支 払額		(29,776)		6,514	(23,263)		(23,263)
持分決済型株式制度				58,435	58,435		58,435
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(16,935)	(16,935)		(16,935)
配当金支払額				(34,429)	(34,429)	(17,307)	(51,736)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(37,964)	(37,964)		(37,964)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出							
その他の剰余金の変動				(6,327)	(6,327)	(1,303)	(7,630)
2014年12月31日現在残高	2,693,239	809,535	432,124	7,937,165	11,872,063	418,911	12,290,975

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	2,697,333	386,716	(43,361)	8,313,087	11,353,775	411,467	11,765,242
税引後利益		16,749		252,352	269,101	28,287	297,388
為替換算の変動			(175,120)		(175,120)	(21,402)	(196,522)
売却可能投資			63,274		63,274	(744)	62,530
キャッシュフロー・ヘッジ			48,386		48,386	(1,117)	47,269
退職給付の再測定				44,106	44,106	(186)	43,920
その他				(3,350)	(3,350)		(3,350)
当期包括利益合計		16,749	(63,460)	293,108	246,396	4,839	251,235
持分商品の買戻し及び発行	(2,792)	422,819	2,978	(313,206)	109,799		109,799
その他の持分商品に係るクーポン 支払額		(16,749)		3,536	(13,213)		(13,213)
持分決済型株式制度				70,532	70,532		70,532
株式報酬制度に基づくパークレイ ズ・ピーエルシー株式の権利確定				(144,228)	(144,228)		(144,228)
配当金支払額				(118,360)	(118,360)	(18,052)	(136,411)
優先株式及びその他の株主資本に 係る配当金				(44,106)	(44,106)		(44,106)
パークレイズ・ピーエルシーから の資本拠出				262,773	262,773		262,773
その他の剰余金の変動				(1,117)	(1,117)	(1,861)	(2,978)
2014年6月30日現在残高	2,694,542	809,535	(103,844)	8,322,020	11,722,253	396,393	12,118,646

1 株式資本及び非支配持分の詳細は、10ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益	3,147	585,657	2,504	465,994
非現金項目の調整	2,407	447,943	935	174,004
営業資産及び負債の変動	6,971	1,297,303	(3,795)	(706,250)
法人税等支払額	(929)	(172,887)	(624)	(116,126)
営業活動からのキャッシュ純額	11,596	2,158,016	(980)	(182,378)
投資活動からのキャッシュ純額	(13,569)	(2,525,191)	7,463	1,388,864
財務活動からのキャッシュ純額	(1,019)	(189,636)	(629)	(117,057)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(255)	(47,456)	(1,380)	(256,818)
現金及び現金同等物の純増加/(減少)額	(3,247)	(604,267)	4,474	832,611
現金及び現金同等物 期首現在	78,479	14,604,942	81,754	15,214,419
現金及び現金同等物 期末現在	75,232	14,000,675	86,228	16,047,031

(6) 財務書類に対する注記

1 会計方針

2015年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示及び透明性規則」及び欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成された2014年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきである。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針及び計算方法は、2014年度の年次報告書で使用したものと同じである。

今後適用される会計基準

2015年7月に、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年間延期して2018年1月1日にすることを発表した。

今後の会計上の変更の詳細については、バークレイズ2014年度年次報告書を参照のこと。

継続企業の前提

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用しており、重大な不確実性は存在していない。

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015年6月30日 終了上半期	2014年6月30日 終了上半期	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	165	149	2,149	2,247
その他の非支配持分		3	4	4
合計	165	152	2,153	2,251

3 配当金

	2015年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド
期中に支払われた配当金		
普通株式	595	636
優先株式	171	237
合計	766	873

4 株主資本及び剰余金

普通株式

2015年6月30日現在、発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式2,342百万株（2014年：2,342百万株）で構成されていた。

優先株式

2015年6月30日現在、発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株（2014年：1,000株）、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株（2014年：31,856株）、1株100ポンドのポンド建優先株式20,930株（2014年：20,930株）、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株（2014年：58,133株）、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式237百万株（2014年：237百万株）で構成されていた。

その他の持分商品

その他の持分商品4,350百万ポンド（2014年：4,350百万ポンド）には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2013年度及び2014年度に発行した追加的Tier 1（AT 1）証券が含まれている。

AT 1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT 1商品として適格である。

[次へ](#)

(補足情報)

以下の情報は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの中間経営報告書に掲載されているパークレイズ・ピーエルシーの要約連結中間財務書類に基づいている。

中間財務書類

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額		6,201	1,154,006	6,082	1,131,860
手数料収入純額		4,004	745,144	4,256	792,042
トレーディング収益純額		2,660	495,026	2,575	479,208
投資収益純額		923	171,770	356	66,252
保険契約に基づく保険料収入純額		351	65,321	336	62,530
その他の収益		(3)	(558)	19	3,536
収益合計		14,136	2,630,710	13,624	2,535,426
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(248)	(46,153)	(240)	(44,664)
保険金控除後の収益合計		13,888	2,584,557	13,384	2,490,762
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(973)	(181,075)	(1,086)	(202,105)
営業収益純額		12,915	2,403,482	12,298	2,288,658
人件費	2	(4,864)	(905,190)	(5,730)	(1,066,353)
インフラ費用	3	(1,590)	(295,899)	(1,568)	(291,805)
一般管理費	3	(3,211)	(597,567)	(2,479)	(461,342)
営業費用		(9,665)	(1,798,657)	(9,777)	(1,819,500)
事業売却損並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分		(136)	(25,310)	(20)	(3,722)
税引前利益		3,114	579,515	2,501	465,436
税金	4	(1,006)	(187,217)	(895)	(166,560)
税引後利益		2,108	392,299	1,606	298,877
以下に帰属するもの：					
親会社の普通株主：		1,611	299,807	1,126	209,549
その他の株主 ²		159	29,590	90	16,749
親会社の普通株主合計 ²		1,770	329,397	1,216	226,298
非支配持分	5	338	62,902	390	72,579
税引後利益		2,108	392,299	1,606	298,877
		ペンス	円	ペンス	円
継続事業からの1株当たり利益					
基本的普通株式1株当たり利益 ²	6	9.9	18	7.0	13
希薄化後普通株式1株当たり利益 ²	6	9.7	18	7.0	13

1 財務書類に対する注記は56ページから89ページ(訳者注：原文のページ)を参照のこと。

2 その他の株主に帰属する税引後利益159百万ポンド(2014年度上半期：90百万ポンド)は剰余金に計上される税額控除32百万ポンド(2014年度上半期：19百万ポンド)によって相殺されている。1株当たり利益の計算に当たり、この残りの127百万ポンド(2014年度上半期：71百万ポンド)と非支配持分が税引後利益から控除されている。

(2) 要約連結包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益		2,108	392,299	1,606	298,877
損益に振替えられる可能性のある その他の包括(損失)/利益:					
為替換算再評価差額	15	(590)	(109,799)	(1,056)	(196,522)
売却可能投資再評価差額	15	(294)	(54,713)	341	63,460
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	15	(646)	(120,221)	254	47,269
その他		41	7,630	(53)	(9,863)
損益に振替えられる可能性のある 包括損失		(1,489)	(277,103)	(514)	(95,655)
損益に振替えられないその他の 包括(損失)/利益:					
退職給付の再測定	12	(93)	(17,307)	236	43,920
当期その他の包括損失		(1,582)	(294,410)	(278)	(51,736)
当期包括利益		526	97,889	1,328	247,141
以下に帰属するもの:					
親会社の株主		325	60,483	1,064	198,010
非支配持分		201	37,406	264	49,130
当期包括利益合計		526	97,889	1,328	247,141

1 財務書類に対する注記は56ページから89ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

	注記 ¹	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産					
現金及び中央銀行預け金		33,341	6,204,760	39,695	7,387,240
他銀行からの取立中の項目		1,227	228,345	1,210	225,181
トレーディング・ポートフォリオ資産		98,048	18,246,733	114,717	21,348,834
公正価値で測定すると指定された金融資産		33,335	6,203,644	38,300	7,127,630
デリバティブ	8	341,312	63,518,163	439,909	81,867,065
売却可能投資		96,210	17,904,681	86,066	16,016,883
銀行に対する貸付金		44,548	8,290,383	42,111	7,836,857
顧客に対する貸付金		430,719	80,156,806	427,767	79,607,439
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付		93,138	17,332,982	131,753	24,519,233
前払金、未収収益及びその他の資産		3,778	703,086	3,607	671,263
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資		577	107,380	711	132,317
有形固定資産		3,620	673,682	3,786	704,575
のれん		4,832	899,235	4,887	909,471
無形資産		3,357	624,738	3,293	612,827
未収還付税及び繰延税金資産	4	4,490	835,589	4,464	830,750
退職給付資産	12	33	6,141	56	10,422
売却目的非流動資産		4,154	773,059	15,574	2,898,321
資産合計		1,196,719	222,709,406	1,357,906	252,706,307
負債					
銀行預り金		55,978	10,417,506	58,390	10,866,379
他銀行への未決済項目		1,539	286,408	1,177	219,040
顧客預り金		438,270	81,562,047	427,704	79,595,714
レポ取引及びその他類似の担保付借入		85,092	15,835,621	124,479	23,165,542
トレーディング・ポートフォリオ負債		41,818	7,782,330	45,124	8,397,576
公正価値で測定すると指定された金融負債		51,284	9,543,952	56,972	10,602,489
デリバティブ	8	342,964	63,825,600	439,320	81,757,452
発行債券		75,525	14,055,203	86,099	16,023,024
劣後負債	10	19,664	3,659,470	21,153	3,936,573
未払金、繰延収益及びその他の負債		11,838	2,203,052	11,423	2,125,820
引当金	11	3,287	611,711	4,135	769,524
未払税金及び繰延税金負債	4	885	164,699	1,283	238,766
退職給付債務	12	1,091	203,035	1,574	292,921
売却目的非流動負債		1,909	355,265	13,115	2,440,702
負債合計		1,131,144	210,505,898	1,291,948	240,431,523
株主資本					
払込済株式資本及び株式払込剰余金	13	21,523	4,005,430	20,809	3,872,555
その他の剰余金	15	1,334	248,257	2,724	506,936
利益剰余金		32,099	5,973,624	31,712	5,901,603
親会社の普通株主に帰属する株主資本		54,956	10,227,312	55,245	10,281,095
その他の持分商品	14	4,325	804,883	4,322	804,324
非支配持分を除く株主資本合計		59,281	11,032,194	59,567	11,085,419
非支配持分	5	6,294	1,171,313	6,391	1,189,365
株主資本合計		65,575	12,203,508	65,958	12,274,784
株主資本及び負債合計		1,196,719	222,709,406	1,357,906	252,706,307

1 財務書類に対する注記は56ページから89ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 資本性 金融商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年6月30日終了上半期							
2015年1月1日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
税引後利益		159		1,611	1,770	338	2,108
為替換算の変動			(463)		(463)	(127)	(590)
売却可能投資			(295)		(295)	1	(294)
キャッシュフロー・ヘッジ			(634)		(634)	(12)	(646)
退職給付の再測定				(94)	(94)	1	(93)
その他				41	41		41
当期包括利益合計		159	(1,392)	1,558	325	201	526
普通株式の新規発行	118				118		118
従業員株式制度に基づく株式発行	596			303	899		899
その他の持分商品に係る支払クーポン		(159)		32	(127)		(127)
自己株式			2	(706)	(704)		(704)
配当金支払額				(746)	(746)	(301)	(1,047)
その他の剰余金の変動		3		(54)	(51)	3	(48)
2015年6月30日現在残高	21,523	4,325	1,334	32,099	59,281	6,294	65,575
2014年12月31日終了下半期							
2014年7月1日現在残高	20,655	4,326	(154)	33,241	58,068	6,957	65,025
税引後利益/(損失)		160		(1,300)	(1,140)	379	(761)
為替換算の変動			1,501		1,501	41	1,542
売却可能投資			69		69	3	72
キャッシュフロー・ヘッジ			1,284		1,284	2	1,286
退職給付の再測定				(32)	(32)	1	(31)
その他				10	10	1	11
当期包括利益合計		160	2,854	(1,322)	1,692	427	2,119
普通株式の新規発行	86				86		86
従業員株式制度に基づく株式発行	68			314	382		382
その他の持分商品に係る支払クーポン		(160)		35	(125)		(125)
優先株式の償還				(104)	(104)	(687)	(791)
自己株式			24	(91)	(67)		(67)
配当金支払額				(329)	(329)	(297)	(626)
その他の剰余金の変動		(4)		(32)	(36)	(9)	(45)
2014年12月31日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 資本性 金融商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
税引後利益		90		1,126	1,216	390	1,606
為替換算の変動			(941)		(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資			345		345	(4)	341
キャッシュフロー・ヘッジ			260		260	(6)	254
退職給付の再測定				237	237	(1)	236
その他				(53)	(53)		(53)
当期包括利益合計		90	(336)	1,310	1,064	264	1,328
普通株式の新規発行	64				64		64
従業員株式制度に基づく株式発行	704			379	1,083		1,083
持分商品の発行及び交換		2,263		(155)	2,108	(1,527)	581
その他の持分商品に係る支払クー ポン		(90)		19	(71)		(71)
自己株式			(67)	(775)	(842)		(842)
配当金支払額				(728)	(728)	(334)	(1,062)
その他の剰余金の変動				5	5	(10)	(5)
2014年6月30日現在残高	20,655	4,326	(154)	33,241	58,068	6,957	65,025

1 株式資本、その他の持分商品及びその他の剰余金の詳細については71ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

2 非支配持分の詳細については59ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 資本性 金融商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年6月30日終了上半期							
2015年1月1日現在残高	3,872,555	804,324	506,936	5,901,603	11,085,419	1,189,365	12,274,784
税引後利益		29,590		299,807	329,397	62,902	392,299
為替換算の変動			(86,164)		(86,164)	(23,635)	(109,799)
売却可能投資			(54,900)		(54,900)	186	(54,713)
キャッシュフロー・ヘッジ			(117,987)		(117,987)	(2,233)	(120,221)
退職給付の再測定				(17,493)	(17,493)	186	(17,307)
その他				7,630	7,630		7,630
当期包括利益合計		29,590	(259,051)	289,944	60,483	37,406	97,889
普通株式の新規発行	21,960				21,960		21,960
従業員株式制度に基づく株式発行	110,916			56,388	167,304		167,304
その他の持分商品に係る支払クーポン		(29,590)		5,955	(23,635)		(23,635)
自己株式			372	(131,387)	(131,014)		(131,014)
配当金支払額				(138,831)	(138,831)	(56,016)	(194,847)
その他の剰余金の変動		558		(10,049)	(9,491)	558	(8,933)
2015年6月30日現在残高	4,005,430	804,883	248,257	5,973,624	11,032,194	1,171,313	12,203,508
2014年12月31日終了下半期							
2014年7月1日現在残高	3,843,896	805,069	(28,659)	6,186,150	10,806,455	1,294,698	12,101,153
税引後利益/(損失)		29,776		(241,930)	(212,154)	70,532	(141,622)
為替換算の変動			279,336		279,336	7,630	286,966
売却可能投資			12,841		12,841	558	13,399
キャッシュフロー・ヘッジ			238,952		238,952	372	239,325
退職給付の再測定				(5,955)	(5,955)	186	(5,769)
その他				1,861	1,861	186	2,047
当期包括利益合計		29,776	531,129	(246,024)	314,881	79,465	394,346
普通株式の新規発行	16,005				16,005		16,005
従業員株式制度に基づく株式発行	12,655			58,435	71,090		71,090
その他の持分商品に係る支払クーポン		(29,776)		6,514	(23,263)		(23,263)
優先株式の償還				(19,354)	(19,354)	(127,851)	(147,205)
自己株式			4,466	(16,935)	(12,469)		(12,469)
配当金支払額				(61,227)	(61,227)	(55,272)	(116,499)
その他の剰余金の変動		(744)		(5,955)	(6,700)	(1,675)	(8,375)
2014年12月31日現在残高	3,872,555	804,324	506,936	5,901,603	11,085,419	1,189,365	12,274,784

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 資本性 金融商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	3,700,971	383,924	46,339	6,175,915	10,307,149	1,593,760	11,900,909
税引後利益		16,749		209,549	226,298	72,579	298,877
為替換算の変動			(175,120)		(175,120)	(21,402)	(196,522)
売却可能投資			64,205		64,205	(744)	63,460
キャッシュフロー・ヘッジ			48,386		48,386	(1,117)	47,269
退職給付の再測定				44,106	44,106	(186)	43,920
その他				(9,863)	(9,863)		(9,863)
当期包括利益合計		16,749	(62,530)	243,791	198,010	49,130	247,141
普通株式の新規発行	11,910				11,910		11,910
従業員株式制度に基づく株式発行	131,014			70,532	201,546		201,546
持分商品の発行及び交換		421,144		(28,846)	392,299	(284,175)	108,124
その他の持分商品に係る支払クー ポン		(16,749)		3,536	(13,213)		(13,213)
自己株式			(12,469)	(144,228)	(156,696)		(156,696)
配当金支払額				(135,481)	(135,481)	(62,157)	(197,638)
その他の剰余金の変動				931	931	(1,861)	(931)
2014年6月30日現在残高	3,843,896	805,069	(28,659)	6,186,150	10,806,455	1,294,698	12,101,153

1 株式資本、その他の持分商品及びその他の剰余金の詳細については71ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

2 非支配持分の詳細については59ページ(訳者注:原文のページ)を参照のこと。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益	3,114	579,515	2,501	465,436
非現金項目の調整	2,998	557,928	1,760	327,536
営業資産及び負債の変動	6,976	1,298,234	(3,082)	(573,560)
法人税等支払額	(929)	(172,887)	(586)	(109,055)
営業活動からのキャッシュ純額	12,159	2,262,790	593	110,357
投資活動からのキャッシュ純額	(13,569)	(2,525,191)	7,463	1,388,864
財務活動からのキャッシュ純額	(1,582)	(294,410)	(2,202)	(409,792)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(255)	(47,456)	(1,380)	(256,818)
現金及び現金同等物の純(減少)/増加	(3,247)	(604,267)	4,474	832,611
現金及び現金同等物 期首現在	78,479	14,604,942	81,754	15,214,419
現金及び現金同等物 期末現在	75,232	14,000,675	86,228	16,047,031

[次へ](#)

(6) 要約連結財務書類に対する注記

1 作成の基礎

2015年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示及び透明性規則」及び欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成された2014年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきである。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針及び計算方法は、2014年度年次報告書で使用したものと同一である。

今後適用される会計基準

2015年7月に、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年間延期して2018年1月1日にすることを発表した。

今後の会計上の変更の詳細については、パークレイズ2014年度年次報告書を参照のこと。

継続企業の前提

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用しており、重大な不確実性は存在していない。

2 人件費

	2015年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド
報酬費用		
繰延賞与費用	472	573
当年度賞与費用	456	430
販売手数料、コミットメント及びその他の インセンティブ	66	111
パフォーマンス・コスト	994	1,114
給与	2,503	2,510
社会保険料	307	363
退職後給付	(163)	327
その他の報酬費用	217	296
報酬費用合計	3,858	4,610
その他の人材調達費用		
アウトソーシング	543	532
余剰人員削減及び事業再編費用	71	253
臨時従業員費用	316	263
その他	76	72
その他の人材調達費用合計	1,006	1,120
人件費合計	4,864	5,730

人件費合計は15%減の4,864百万ポンドとなった。

- ・ 当グループのパフォーマンス・コストは、繰延賞与費用の減少を主因に、11%減の994百万ポンドとなった。
- ・ 確定退職給付負債の一部の評価額が法定引当金に合わせて調整されたため、2015年度第1四半期において、429百万ポンド（2014年度上半期：ゼロポンド）の減額に伴い、退職後給付に係る163百万ポンドの利益（2014年度上半期：327百万ポンドの費用）が認識された。
- ・ その他の人材調達費用は10%減の1,006百万ポンドとなった。この主因は、2014年度上半期における1回限りの事業再編に伴い、余剰人員削減及び事業再編費用が72%減の71百万ポンドとなったことである。

この結果、当グループの調整後営業収益純額に対する報酬の比率は32%（2014年：38%）に低下した。

通年の業績評価が可能になるまで報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2015年度の賞与プールに関してまだ報奨の付与は行なわれていない。上半期の当年度賞与費用は会計上の要件に従って見積もられた費用に対する引当金を示している。

3 一般管理費

	2015年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド
インフラ費用		
不動産及び設備	714	727
有形固定資産減価償却費	279	292
オペレーティング・リース料	228	288
無形資産償却費	315	251
有形固定資産及び無形資産の減損	54	10
インフラ費用合計	1,590	1,568
その他の費用		
コンサルタント料、弁護士費用及びその他の 専門家報酬	493	729
定期刊行物、出版物、事務用品及び通信費	409	378
マーケティング、広告及びスポンサー料	267	260
旅費及び宿泊費	113	97
主に為替に関連する進行中の調査及び訴訟に係 る引当金	800	
英国の顧客に関する補償に対する引当金	1,032	900
その他の一般管理費	97	115
その他の費用合計	3,211	2,479
一般管理費合計	4,801	4,047

一般管理費は19%増加して4,801百万ポンドになった。これは主に、インフラ費用全体にわたる戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果によって一部相殺されたものの、主に外国為替に関連する進行中の調査及び訴訟に係る引当金の増加によるものである。

4 税金

当期及び繰延税金資産及び負債	資産		負債	
	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在	2015年 6月30日 現在	2014年 12月31日 現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
当期税金	459	334	(689)	(1,021)
繰延税金	4,031	4,130	(196)	(262)
合計	4,490	4,464	(885)	(1,283)

繰延税金資産4,031百万ポンド（2014年：4,130百万ポンド）は主に米国及び英国で計上された金額に関連している。

2015年度上半期の税額は1,006百万ポンド（2014年：895百万ポンド）であり、これは32.3%（2014年：35.8%）の実効税率に相当する。実効税率が英国法定税率の20.25%（2014年：21.5%）を上回った理由としては、主に英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたこと、控除対象外の税金、損金不算入の費用及び英国以外の税率の変更が挙げられ、非課税所得、繰延税金資産の測定の変更及びその他の項目の影響によって一部相殺された。

英国の予算案は、銀行に影響を与える様々な変更を導入した。これらの変更は実質的にまだ成立しておらず、したがって2015年度上半期の業績には反映されていない。

5 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015年6月30日 終了上半期	2014年6月30日 終了上半期	2015年6月30日 現在	2014年12月31日 現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行：				
- 優先株式	172	237	3,654	3,654
- 上位Tier 2商品	1	1	487	486
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	165	149	2,149	2,247
その他の非支配持分		3	4	4
合計	338	390	6,294	6,391

非支配持分に帰属する株主資本は2%減少して6,294百万ポンドになった。これは、主に南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことに起因している。

6 1株当たり利益

	2015年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの利益	1,611	1,126
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額 控除	32	19
親会社の株主に帰属する継続事業からの利益 (転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	1,643	1,145
	百万株	百万株
基本的加重平均発行株式数	16,678	16,296
潜在的普通株式数	345	127
希薄化後加重平均株式数	17,023	16,423
	ペンス	ペンス
基本的1株当たり利益 ¹	9.9	7.0
希薄化後1株当たり利益 ¹	9.7	7.0

1 その他の株主に帰属する税引後利益159百万ポンド(2014年度上半期:90百万ポンド)には、剰余金に計上される税額控除32百万ポンド(2014年度上半期:19百万ポンド)が加算されている。1株当たり利益の計算にあたり、非支配持分帰属分とこの純額127百万ポンド(2014年度上半期:71百万ポンド)が税引後利益から控除されている。

7 普通株式配当金

パークレイズの方針は、四半期毎に配当金の宣言及び支払を実施することである。1株当たり1ペンスの2015年度第1回期中配当金は、2015年6月15日に支払われた。取締役会は、普通株式1株当たり1ペンスの2015年度第2回期中配当金を、2015年8月7日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して、2015年9月14日に支払うことを決定している。これにより、2015年度上半期では合計2ペンス(2014年度上半期:2ペンス)となる。

期中の配当金支払額	2015年6月30日 終了上半期		2014年6月30日 終了上半期	
	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド
最終配当金	3.5	578	3.5	564
期中配当金	1.0	168	1.0	164

米国及びカナダの適格居住者である米国預託証書(以下「ADR」という。)保有者については、普通株式1株当たり1ペンスの第2回期中配当金が、米国預託株式(以下「ADS」という。)1株(普通株式4株に相当)当たり4ペンス相当となる。ADR預託機関は、2015年8月7日の営業終了時点で登録されているADR保有者に対して、2015年9月14日に第2回期中配当金を支払う予定である。

8 デリバティブ

	想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
2015年6月30日現在			
為替デリバティブ	3,613,760	56,725	(61,705)
金利デリバティブ	23,653,217	241,937	(234,009)
クレジット・デリバティブ	1,076,180	18,343	(16,677)
エクイティ・デリバティブ及びコモディティ・ デリバティブ	933,049	23,316	(30,006)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	29,276,206	340,321	(342,397)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバ ティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されてい るデリバティブ	135,758	180	(69)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバ ティブ	154,444	747	(484)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティ ブ	4,033	64	(14)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ 資産/(負債)	294,235	991	(567)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	29,570,441	341,312	(342,964)
2014年12月31日現在			
為替デリバティブ	3,758,858	74,433	(79,281)
金利デリバティブ	26,570,719	308,343	(299,881)
クレジット・デリバティブ	1,183,963	23,507	(22,367)
エクイティ・デリバティブ及びコモディティ・ デリバティブ	1,110,802	31,987	(37,094)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資 産/(負債)	32,624,342	438,270	(438,623)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバ ティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されてい るデリバティブ	102,698	240	(60)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバ ティブ	162,898	1,379	(590)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティ ブ	2,852	20	(47)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資 産/(負債)	268,448	1,639	(697)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	32,892,790	439,909	(439,320)

デリバティブ資産は990億ポンド減少して3,410億ポンドになった。この増加は主に、主要金利先渡カーブの上
方シフト及び旧来のポートフォリオの継続的縮小を反映している。

より厳格なIAS第32号の要件を満たしていたかどうかにかかわらず、強制可能なネットティング契約の対象であ
るすべての金額について金融商品と金融担保の純額決済が認められたとした場合、デリバティブ資産のエク
スポージャーは、IFRSに基づく報告額より3,080億ポンド（2014年：3,980億ポンド）低かったと考えられる。同様
に、デリバティブ負債は3,100億ポンド（2014年：3,970億ポンド）低かったと考えられる。IFRSに基づき貸借対
照表に計上されたデリバティブ資産及び負債に関する相殺額は、それぞれ980億ポンド（2014年：1,820億ポ
ンド）及び1,010億ポンド（2014年：1,840億ポンド）であった。

9 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルの定義、公正価値の算定に用
いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、2014年度年次報告
書の注記18「金融商品の公正価値」とあわせて読むべきである。適用された会計方針又は用いられた評価方法に
変更はなかった。

評価

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産及び負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）及び貸借対照表上の分類別に表示したものである。

	評価技法に使用			合計 百万ポンド
	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	
2015年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	39,784	52,580	5,684	98,048
公正価値で測定すると指定された 金融資産	7,101	8,226	18,008	33,335
デリバティブ金融資産	7,162	330,543	3,607	341,312
売却可能資産	46,821	47,585	1,804	96,210
その他 ¹			4,310	4,310
資産合計	100,868	438,934	33,413	573,215
トレーディング・ポートフォリオ負債	(24,306)	(17,497)	(15)	(41,818)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(9)	(49,329)	(1,946)	(51,284)
デリバティブ金融負債	(7,205)	(332,479)	(3,280)	(342,964)
その他 ¹			(1,909)	(1,909)
負債合計	(31,520)	(399,305)	(7,150)	(437,975)
2014年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	48,962	59,428	6,327	114,717
公正価値で測定すると指定された 金融資産	9,934	8,461	19,905	38,300
デリバティブ金融資産	9,863	425,301	4,745	439,909
売却可能資産	44,234	40,519	1,313	86,066
その他 ¹	33	198	15,550	15,781
資産合計	113,026	533,907	47,840	694,773
トレーディング・ポートフォリオ負債	(26,840)	(17,935)	(349)	(45,124)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(15)	(55,141)	(1,816)	(56,972)
デリバティブ金融負債	(10,313)	(424,687)	(4,320)	(439,320)
その他 ¹			(13,115)	(13,115)
負債合計	(37,168)	(497,763)	(19,600)	(554,531)

1 その他には、売却目的で保有する資産及び負債4,154百万ポンド（2014年：15,574百万ポンド）及び1,909百万ポンド（2014年：13,115百万ポンド）がそれぞれ含まれており、非経常的に公正価値で測定されている。これは、2015年度上半期のスペイン事業の売却によって減少した。また投資不動産156百万ポンド（2014年：207百万ポンド）もこれに含まれている。

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産及び負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）及び商品タイプ別に表示したものである。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年6月30日現在						
金利デリバティブ		241,954	901		(233,622)	(938)
為替デリバティブ	52	56,635	110	(45)	(61,570)	(106)
クレジット・ デリバティブ ¹		16,600	1,743		(16,416)	(260)
エクイティ・ デリバティブ	4,855	7,931	794	(4,851)	(13,054)	(1,670)
コモディティ・ デリバティブ	2,255	7,422	59	(2,309)	(7,816)	(306)
政府及び政府保証債	61,373	60,197	867	(9,957)	(13,361)	(12)
社債	215	12,689	3,071	(22)	(3,189)	(29)
譲渡性預金証書、コ マーシャル・ペーパー 及びその他の短期金融 商品	88	1,101		(5)	(5,182)	(857)
リバース・レポ取引及 びレポ取引		4,571			(4,785)	
非アセット・バック・ ローン		1,964	16,396			
アセット・バック証券		16,246	1,202		(354)	
商業不動産ローン			613			
発行債券					(36,715)	(726)
エクイティ現物商品	32,025	8,044	207	(14,326)	(1,277)	
ファンド及びファンド リンク型商品		1,752	562		(1,904)	(161)
コモディティ現物		861			(28)	
その他 ²	5	967	6,888	(5)	(32)	(2,085)
合計	100,868	438,934	33,413	(31,520)	(399,305)	(7,150)

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年12月31日現在						
金利デリバティブ		308,706	1,239	(5)	(299,181)	(1,344)
為替デリバティブ	4	74,358	108	(3)	(79,188)	(138)
クレジット・デリバ ティブ ¹		21,541	1,966		(21,958)	(409)
エクイティ・デリバ ティブ	3,847	9,750	1,247	(3,719)	(13,780)	(2,092)
コモディティ・デリバ ティブ	6,012	10,946	185	(6,586)	(10,580)	(337)
政府及び政府保証債	62,577	48,296	1,014	(11,563)	(14,002)	(346)
社債	151	22,036	3,061		(3,572)	(13)
譲渡性預金証書、コ マーマーシャル・ペーパー 及びその他の短期金融 商品	78	921		(4)	(6,276)	(665)
リバース・レポ取引 及びレポ取引		5,236			(5,423)	
非アセット・バック・ ローン	1	2,462	17,744			
アセット・バック証券	30	16,211	1,631		(67)	
商業不動産ローン			1,180			
発行債券				(10)	(40,592)	(749)
エクイティ現物商品	40,252	7,823	171	(15,276)	(699)	
ファンド及びファンド リンク型商品		2,644	631		(2,060)	(210)
コモディティ現物	4	1,447			(363)	
その他 ²	70	1,530	17,663	(2)	(22)	(13,297)
合計	113,026	533,907	47,840	(37,168)	(497,763)	(19,600)

1 クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャーも含まれている。

2 その他には、売却目的非流動資産及び負債、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローン、米リーマンの買収による資産及び投資不動産が含まれている。

レベル1とレベル2の間での資産及び負債の組替え

当期において、レベル1と2の間の振替はなかった(2014年:なし)。

レベル3の変動分析

以下の表は、当年度におけるレベル3の残高の変動を要約したものである。この表は利益及び損失を示しており、当年度においてレベル3へ、またレベル3から振替えられたすべての資産及び負債の金額を含んでいる。振替は当年度期首に実施したものと反映している。

	2015年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計 百万 ポンド	振替		2015年 6月30日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の 収益 百万 ポンド		レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド	
政府及び政府保証債	685	27	(28)		(2)	(12)			15	(142)	543
社債	3,026	112	(66)			53			2	(91)	3,036
アセット・バック証券	1,610	1,305	(1,274)		(549)	60			56	(24)	1,184
非アセット・バック・ ローン	273	171	(217)		(3)	(12)					212
ファンド及びファンドリ ンク型商品	589		(7)		(32)	(50)			20		520
その他	144	71	(15)		(9)	(2)					189
トレーディング・ポート フォリオ資産	6,327	1,686	(1,607)		(595)	37			93	(257)	5,684
商業不動産ローン	1,179	1,538	(1,916)		(185)	(6)					610
非アセット・バック・ ローン	17,471				(364)	(925)					16,182
アセット・バック・ ローン	393	470	(444)			6				(1)	424
プライベート・ エクイティ投資	701	72	(110)		(2)	2	(22)				641
その他	161	2	(4)			(10)	2				151
公正価値で測定すると 指定された金融資産	19,905	2,082	(2,474)		(551)	(933)	(20)			(1)	18,008

	2015年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計		振替		2015年 6月30日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の収益 百万 ポンド	レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド			
アセット・バック証券	1										(1)	
政府及び政府保証債	327	195	(203)					3				322
その他	985	11	(32)				499	17	19	(17)		1,482
売却可能投資	1,313	206	(235)				499	20	19	(18)		1,804
その他 ¹	207		(65)				14					156
トレーディング・ポート フォリオ負債	(349)								(14)	348		(15)
譲渡性預金証書、コマ ーシャル・ペーパー 及びその他の短期金融 商品	(666)			(35)			(9)		(397)	249		(858)
発行債券	(748)			(1)	130	22			(163)	15		(745)
その他	(402)					(7)	56			10		(343)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,816)			(36)	130	15	47		(560)	274		(1,946)
金利デリバティブ	(105)		(4)		(46)	18			(40)	138		(39)
クレジット・ デリバティブ	1,557	276	(12)		(6)	(321)			(11)			1,483
エクイティ・ デリバティブ	(845)	138		(352)	96	101			(30)	18		(874)
コモディティ・ デリバティブ	(152)				8	16			(241)	123		(246)
為替デリバティブ	(30)		(1)	(3)	25	9			(21)	24		3
デリバティブ純額 ²	425	414	(17)	(355)	77	(177)			(343)	303		327
合計	26,012	4,388	(4,398)	(391)	(939)	(1,058)	540	20	(805)	649		24,018

- 1 その他は投資不動産で構成されている。売却目的非流動資産4,154百万ポンド(2014年:15,574百万ポンド)及び売却目的処分グループに含まれる負債1,909百万ポンド(2014年:13,115百万ポンド)は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていない。
- 2 デリバティブは純額ベースで表示されている。2015年6月30日現在の総額ベースのデリバティブ資産は合計3,607百万ポンド(2014年:4,745百万ポンド)であり、同デリバティブ負債は合計3,280百万ポンド(2014年:4,320百万ポンド)であった。

	2014年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計		振替		2014年 12月31日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の 収益 百万 ポンド	レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド			
政府及び政府保証債	161	96	(198)		(46)	5				676	(9)	685
社債	3,039	177	(332)		(370)	484				39	(11)	3,026
アセット・バック証券	2,111	1,037	(1,552)		(141)	178				8	(31)	1,610
非アセット・バック・ ローン	176	250	(30)		(49)	2				13	(89)	273
ファンド及びファンド リンク型商品	494		(92)			(17)				204		589
その他	440	8	(369)		54	22					(11)	144
トレーディング・ポート フォリオ資産	6,421	1,568	(2,573)		(552)	674				940	(151)	6,327
商業不動産ローン	1,198	2,919	(2,678)		(334)	76	(2)					1,179
非アセット・バック・ ローン	15,956	2	(177)		(81)	1,830	9				(68)	17,471
アセット・バック・ ローン	375	855	(777)		(4)	19				1	(76)	393
プライベート・ エクイティ投資	1,168	173	(500)		(11)	4	82				(215)	701
その他	73	75	(1)		(35)	9	32			2	6	161
公正価値で測定すると 指定された金融資産	18,770	4,024	(4,133)		(465)	1,938	121			3	(353)	19,905
アセット・バック証券	1											1
政府及び政府保証債	59	281	(12)		(1)							327
その他	2,085	37	(78)		(1,694)	1	586	74		4	(30)	985
売却可能投資	2,145	318	(90)		(1,695)	1	586	74		4	(30)	1,313
その他 ¹	451	47	(238)				5				(58)	207
トレーディング・ポート フォリオ負債						(3)				(346)		(349)
譲渡性預金証書、コマー シャル・ペーパー及び その他の短期金融商品	(409)			(254)	12	2	88			(108)	3	(666)
発行債券	(1,164)			(16)	293	88				(48)	99	(748)
その他	(67)			(341)	10	6	30			(40)		(402)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,640)			(611)	315	96	118			(196)	102	(1,816)

	2014年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計		振替		2014年 12月31日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の収益 百万 ポンド	レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド			
金利デリバティブ	(15)	5	45	(5)	7	(358)				103	113	(105)
クレジット・ デリバティブ	1,420	11			42	121				(81)	44	1,557
エクイティ・ デリバティブ	(601)	86	(12)	(305)	113	(278)				(14)	166	(845)
コモディティ・ デリバティブ	(141)			(3)	(10)	4				(11)	9	(152)
為替デリバティブ	31		(12)	(4)	(71)	(6)				29	3	(30)
デリバティブ純額 ²	694	102	21	(317)	81	(517)				26	335	425
合計	26,841	6,059	(7,013)	(928)	(2,316)	2,189	830	74		431	(155)	26,012

- 1 その他は投資不動産で構成されている。売却目的非流動資産4,154百万ポンド(2014年:15,574百万ポンド)及び売却目的処分グループに含まれる負債1,909百万ポンド(2014年:13,115百万ポンド)は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていない。
- 2 デリバティブは純額ベースで表示されている。2015年6月30日現在の総額ベースのデリバティブ資産は合計3,607百万ポンド(2014年:4,745百万ポンド)であり、同デリバティブ負債は合計3,280百万ポンド(2014年:4,320百万ポンド)であった。

レベル2とレベル3の間の資産及び負債の移動は、主に)インプットに関連する観察可能な市場取引の増加又は減少、あるいは)観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産及び負債はレベル3に分類される。

レベル3への振替純額は合計マイナス805百万ポンド(2014年:プラス431百万ポンド)であった。これは主に、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の短期金融商品(397)百万ポンド、並びに満期まで5年超の有価証券に関するインプットの観察可能性が低下したことに伴う公正価値で測定すると指定された発行債券(163)百万ポンドに起因するものであった。さらに、原油価格の観察可能性の低下により、コモディティ・デリバティブ(241)百万ポンドがレベル3に振替えられた。

レベル3からの振替純額は合計プラス649百万ポンド(2014年:マイナス155百万ポンド)であった。これは主に、トレーディング・ポートフォリオ負債として保有する政府及び政府保証債348百万ポンド、並びに評価インプットの観察可能性が高まったことに伴う、公正価値で測定するものと指定された譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の短期金融商品249百万ポンドに起因するものであった。

レベル3の金融資産及び金融負債に係る未実現利益及び損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産及び負債から生じ、当年度において認識された未実現利益及び損失を開示している。

期末現在保有されるレベル3の資産及び負債について当期において認識された未実現利益及び損失¹

	2015年6月30日現在				2014年12月31日現在			
	損益計算書			合計	損益計算書			合計
	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益		トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
トレーディング・ポートフォリオ資産	(55)			(55)	466			466
公正価値で測定すると指定された金融資産	(763)	(70)		(833)	1,849	(9)		1,840
売却可能資産		470	42	512		572	80	652
トレーディング・ポートフォリオ負債					(3)			(3)
公正価値で測定すると指定された金融負債	16	50		66	98	118		216
デリバティブ純額	(267)			(267)	(238)			(238)
その他		(8)		(8)		5		5
合計	(1,069)	442	42	(585)	2,172	686	80	2,938

¹ 2015年6月30日現在の金額は、6ヶ月間の未実現損益を表しているが、2014年12月31日現在の金額は12ヶ月間を表している。

評価技法及び感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する（レベル3）商品に対して実施される。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象及び過去のデータの入手可能性及び信頼性並びに代替モデルの使用による影響を考慮している。

当年度の評価及び感応度の手法は、2014年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」に記載の手法と一致している。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

商品の種類	公正価値		有利な変動		不利な変動	
	資産合計 百万ポンド	負債合計 百万ポンド	損益計算書 百万ポンド	株主資本 百万ポンド	損益計算書 百万ポンド	株主資本 百万ポンド
2015年6月30日現在						
金利デリバティブ	901	(938)	91		(101)	
為替デリバティブ	110	(106)	18		(18)	
クレジット・デリバティブ ¹	1,743	(260)	32		(76)	
エクイティ・デリバティブ	794	(1,670)	151	1	(151)	(1)
コモディティ・デリバティブ	59	(306)	24		(24)	
政府及び政府保証債	867	(12)		1	(7)	
社債	3,071	(29)	12		(10)	
譲渡性預金証書、コマーシャル・ ペーパー及びその他の短期金融商品		(857)	3		3	
非アセット・バック・ローン	16,396		1,124		(748)	
アセット・バック証券	1,202		24		(16)	
商業不動産ローン	613		15		(9)	
発行債券		(726)				
エクイティ現物商品	207			9		(9)
ファンド及びファンドリンク型商品	562	(161)	2		(2)	
コモディティ現物						
その他 ²	6,888	(2,085)	151	68	(165)	(57)
合計	33,413	(7,150)	1,647	79	(1,324)	(67)
2014年12月31日現在						
金利デリバティブ	1,239	(1,344)	70		(71)	
為替デリバティブ	108	(138)	36		(36)	
クレジット・デリバティブ ¹	1,966	(409)	81		(229)	
エクイティ・デリバティブ	1,247	(2,092)	220		(220)	
コモディティ・デリバティブ	185	(337)	46		(46)	
政府及び政府保証債	1,014	(346)			(2)	
社債	3,061	(13)	26	(1)	(9)	(4)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ ペーパー及びその他の短期金融商品		(665)	3		3	
非アセット・バック・ローン	17,744		1,164		(820)	
アセット・バック証券	1,631		46	1	(72)	(1)
商業不動産ローン	1,180		20		(19)	
発行債券		(749)				
エクイティ現物商品	171			11		(11)
ファンド及びファンドリンク型商品	631	(210)	14		(14)	
その他 ²	17,663	(13,297)	180	82	(156)	(55)
合計	47,840	(19,600)	1,906	93	(1,691)	(71)

1 クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャーが含まれている。

2 その他には、非経常的に公正価値で測定される売却目的非流動資産及び負債、プライベート・エクイティ投資、アセット・バック・ローン、米リーマンの買収による資産並びに投資不動産が含まれている。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大1,647百万ポンド（2014年：1,906百万ポンド）の公正価値の増加、又は最大1,324百万ポンド（2014年：1,691百万ポンド）の公正価値の減少をもたらすことになる。その潜在的な影響のほぼすべては株主資本に対してではなく、損益計算書に対する影響である。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル3に分類される資産及び負債についての評価技法及び重要な観察不能インプットは、2014年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」と一致している。2014年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、並びに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル3の資産又は負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されている。売却目的非流動資産4,154百万ポンド（2014年：15,574百万ポンド）及び売却目的処分グループに含まれる負債1,909百万ポンド（2014年：13,115百万ポンド）は、非経常的に公正価値で測定されるため含まれていない。

公正価値調整

財務書類の利用者の観点から関心があると考えられる主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りである。

	2015年6月30日 現在 百万ポンド	2014年12月31日 現在 百万ポンド
ビッド・オファーによる評価調整	(389)	(396)
その他の出口調整	(148)	(169)
資金調達による公正価値調整（以下「FFVA」という。）	(80)	(100)
デリバティブ信用評価調整（以下「CVA」という。）：		
- モノライン保険会社	(9)	(24)
- その他のデリバティブCVA	(343)	(394)
デリバティブの信用評価調整（マイナス）（以下「DVA」という。）	239	177

- ・ FFVAは、金利の急落の結果、20百万ポンド減少して80百万ポンドになった。
- ・ CVAは、モノライン保険会社とその他のデリバティブの取引相手の両方の金利変動に伴いエクスポージャーが減少した結果、66百万ポンド減少して352百万ポンドになった。
- ・ DVAは、パークレイズの信用スプレッドが拡大した結果、62百万ポンド増加して、239百万ポンドになった。

ポートフォリオの適用除外

当グループは、特定の金融資産及び金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS第13号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用している。資産及び負債は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（すなわち資産）の売却、又は特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（すなわち負債）の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定される。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して、収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、105百万ポンド（2014年：96百万ポンド）であった。追加額は21百万ポンド（2014年：なし）、償却及び戻入額は12百万ポンド（2014年：41百万ポンド）であった。

未認識利益について保有されている剰余金は、主にデリバティブに関連している。

第三者による信用補完

バークレイズ・グループが発行したストラクチャード及びブローカード譲渡性預金証書は、預金者1人当たり250,000米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）による保険が掛けられている。FDICはバークレイズ及びその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ている。IAS第39号に基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれている。2015年6月30日現在、これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、3,428百万ポンド（2014年：3,650百万ポンド）であった。

公正価値で保有されない資産及び負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産及び負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、2014年度年次報告書の開示と一致している。

以下の表は、帳簿価額が公正価値の合理的近似値ではない場合に、当グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値をまとめたものである。

	2015年6月30日現在		2014年12月31日現在	
	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド
金融資産				
銀行に対する貸付金	44,548	44,111	42,111	42,088
顧客に対する貸付金：				
- 住宅ローン	164,341	158,023	166,974	159,602
- クレジットカード債権、無担保貸付 及びその他のリテール貸付	59,480	59,315	63,583	63,759
- ファイナンス・リース債権	5,118	5,020	5,439	5,340
- コーポレート・ローン	201,780	200,552	191,771	188,805
リバース・レポ取引及びその他類似の担 保付貸付	93,138	93,138	131,753	131,753
金融負債				
銀行預り金	(55,978)	(55,974)	(58,390)	(58,388)
顧客預り金：				
- 当座預金及び要求払預金	(134,345)	(134,325)	(143,057)	(143,085)
- 貯蓄預金	(133,294)	(133,340)	(131,163)	(131,287)
- その他の定期預金	(170,632)	(170,701)	(153,484)	(153,591)
発行債券	(75,525)	(76,609)	(86,099)	(87,522)
レポ取引及びその他類似の担保付借入	(85,092)	(85,092)	(124,479)	(124,479)
劣後負債	(19,664)	(20,944)	(21,153)	(22,718)

10 劣後負債

	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
1月1日現在残高	21,153	21,695
発行	144	826
償還	(534)	(1,695)
その他	(1,099)	327
期末現在の期限付及び無期限劣後負債合計	19,664	21,153

劣後負債は7%減少して19,664百万ポンドになった。

- ・ 変動利付劣後債97百万ポンド(1,693百万南アフリカ・ランド)及び10.05%固定利付劣後債47百万ポンド(807百万南アフリカ・ランド)が新規発行された。
- ・ 償還には、6.140%固定利付保証付永久劣後債265百万ポンド、8.1%コーラブル劣後債116百万ポンド(2,000百万南アフリカ・ランド)及び2015年満期4.75%固定利付劣後債97百万ポンド(150百万米ドル)が含まれている。
- ・ その他の増減11億ポンドには、英ポンドの価値が米ドル、ユーロ及び南アフリカ・ランドに対して上昇したことに伴う443百万ポンドの減少、並びに未払利息の減少402百万ポンドが含まれている。

11 引当金

	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
英国顧客への補償		
- 支払保証保険(PPI)に係る補償	1,268	1,059
- 金利ヘッジ商品に係る補償	108	211
- パッケージ銀行口座	250	
その他顧客に対する補償	398	375
法律、競争及び当局関連	484	1,690
余剰人員削減及び事業再編	261	291
未実行の契約上のコミットド・ファシリティ及び保証	79	94
不利な契約	164	205
その他引当金	275	210
合計	3,287	4,135

支払保障保険（PPI）に係る補償

2015年6月30日現在で、パークレイズは支払保障保険（以下「PPI」という。）に係る補償費用及び請求処理費用に対して累計総額60億ポンドを引当金として認識していた。このうち47億ポンドが取り崩され、引当金の残高は13億ポンドとなっている。

2015年6月30日までに、顧客が開始した1.4百万件（2014年12月31日現在：1.3百万件）の請求¹が受理され、処理されている。2015年度上半期に受理された請求件数は2014年度下半期対比で14%減少した。しかしながら、請求管理会社（以下「CMC」という。）からの請求件数が一定の水準を保っているため、減少率は従来の予想を下回っている。

請求件数が予想ほど低下しなかった結果、2015年度上半期には750百万ポンドの追加引当金が認識された。

引当金は、経営者の重大な判断が継続的に伴う多くの重要な仮定とモデリングを用いて算出されている。

- ・ 顧客が開始した請求件数 - 受理されたものの未処理の請求及び今後顧客が開始する請求の見積りで、後者は時間の経過とともに件数が減少すると予想されている。
- ・ 積極的回答率 - 積極的な通知郵送の結果発生した請求件数。
- ・ 承認率 - 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- ・ 平均補償額 - 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプ及び年限に基づく予想平均支払額。

これらの仮定は、特にCMCの活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的なものである。

現在の引当金はPPIに係る補償のあらゆる将来的な予想費用に関するパークレイズの最良の見積りを表している。しかしながら、最終的な結果が現在の見積りと異なる可能性がある。その差異が重要な場合には引当金が増額又は減額されることになる。引当金に含まれている費用の大部分は2015年度及び2016年度に発生するであろうと現時点では予測している。

下表は、重要な仮定別に2015年6月30日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定及び感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎる又は低すぎると判明した場合の引当金への影響を説明している。

仮定	2015年6月30日 までの累積実績	将来の予想	感応度分析 引当金の増加/減少
顧客が開始した請求の受理及び処理件数 ¹	1,420千件	270千件	50千件 = 91百万ポンド
積極的な通知郵送	680千件	133千件	50千件 = 15百万ポンド
積極的な通知郵送に対する回答率	25%	23%	1% = 4百万ポンド
請求1件当たりの平均承認率 ²	84%	87%	1% = 6百万ポンド
有効請求1件当たりの平均補償額 ³	1,794ポンド	1,781ポンド	100ポンド = 30百万ポンド

- 1 これまでに受理した請求件数の合計はCMC経由で受理したものを含んでいるが、PPI保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていない。この感応度は金融オンブズマン・サービス（以下「FOS」という。）の委託に関連する費用と事務費用を含んでいる。
- 2 請求1件当たりの平均承認率はPPI保険証書が存在しない場合を除いている。
- 3 平均補償額は保険契約1件当たりベースで表示されている。

英国最高裁判所の2014年の判決（以下「Plevin判例」という。）は、固有の事実に基づき、顧客に対する一時払い保険料のPPI販売に関連して支払われる手数料額を開示しないことは、英国消費者信用法の規定に基づく不公正な関係の構築となりうるとしている。パークレイズは、過去のPPI販売にこの判決が及ぼしうるより広範な影響を判断するために金融行為監督機構（以下「FCA」という。）及びFOSと積極的に協議している。この不確実性のため、現時点ではPlevin判例が及ぼしうる財務上の影響の見積りを示すことは実務的ではなく、本事案の結果が重大なものとならないという保証はない。

パッケージ銀行口座（PBA）に係る補償

2015年6月30日現在、パークレイズはパッケージ銀行口座（PBA）に関して受理した苦情に対して発生する顧客補償及び関連事務費用について250百万ポンドの引当金を積み立てている。

引当金は、経営者の重大な判断が伴う多くの仮定を用いて算出されている。このうち、最も重要な仮定は今後の苦情件数、平均苦情承認率及び苦情1件当たりの平均補償額である。

12 退職給付

2015年6月30日現在、当グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる退職給付積立不足額は11億ポンドとなった(2014年:15億ポンド)。当グループの主要な制度である英国退職基金(以下「UKRF」という。)の積立不足額は、7億ポンドとなった(2014年:11億ポンド)。

UKRFの変動は、資産価値の上昇、当行が2015年度において150百万ポンドの不足額を抛出したこと、及び負債の減少によるものであった。負債の減少は、長期の予想インフレ率が年率3.25%に上昇した(2014年:年率3.05%)ことによって一部相殺されたものの、割引率が年率3.79%に上昇した(2014年:年率3.67%)ことに関連している。加えて、数理計算上の仮定が、現在の市場の状況に合わせて見直され、2015年度第1四半期には、確定退職給付負債の一部の評価で使用していた小売価格指数を、法定基準に準じて長期消費者物価指数に変更したことにより、429百万ポンドの利益が生じた(2014年度上半期:ゼロポンド)。

2015年6月30日現在のUKRFの割引率の仮定は、タワーズワトソンのRATE:リンク・モデルの変数を使用して設定されている。当該モデルでは、AA格のスポット・イールドが30年目より後は横ばいと仮定し、社債の母集団に、大手格付け会社4社の1社以上がAAと格付した社債を含む。これは、過年度に使用していたRATE:リンク・モデルが、30年目より後の社債のスポット・イールドを推定する際に国債のイールド・カーブのスロープを利用していた点、及び大手格付け会社2社のうちどちらか1社がAAと格付けした社債のみが含まれていた点において異なっている。2015年6月30日現在、この変更がUKRF確定給付債務に及ぼした影響は、4億ポンドの減少であり、当期の利益への影響はなかった。2015年度より後の利益への影響は見積ることはできない。

UKRFの3年毎の数理評価が、直近では2013年9月30日付で実施された。これは、2014年度に完了し、36億ポンドの積立不足が判明し、積立レベルは87.4%であった。銀行と受託会社は、制度別の積立目標、積立方針の記述書、抛出处分及びUKRFの積立不足を解消するための回収計画について合意した。積立状況とIAS第19号による仮定の主な相違は、積立ではより慎重な長寿の仮定を使用している点と割引率の設定に対するアプローチが異なる点である。

積立不足を解消するための回収計画の結果、当行は、2021年度まで抛出金の不足額を基金に支払うことになる。抛出金の不足額300百万ポンドが2015年度と2016年度にも支払われる。その後2017年度から2021年度までに年間740百万ポンドの抛出金の不足額が追加で支払われる。2017年度には、2021年度の抛出金の不足額のうち最大500百万ポンドが、その時点の不足レベルに応じて支払われる。これらの抛出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の抛出金の他に支払われる。

評価が行われない年度については、制度の保険数理人が数理計算の年次報告を作成している。直近の年次報告は2014年9月30日現在で実施され、46億ポンドの積立不足が判明し、積立レベルは85.4%であった。2014年9月30日までの1年間における積立不足の増加は主に、この1年間における英国債の実勢利回りの低下によるものである。

13 払込済株式資本

払込済株式資本は1株当たり25ペンスの普通株式16,773百万株(2014年:16,498百万株)で構成されている。払込済株主資本の増加は、主に、従業員株式制度及びバークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムに基づく株式発行によるものであった。

14 その他の持分商品

その他の株式商品4,325百万ポンド(2014年:4,322百万ポンド)には、バークレイズ・ピーエルシーが2013年度及び2014年度に発行した追加的Tier 1(以下「AT 1」という。)証券が含まれている。

AT 1証券は、満期日又は償還日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT 1証券として適格となるように構成されている。

15 その他の剰余金

	2015年6月30日現在 百万ポンド	2014年12月31日現在 百万ポンド
為替換算再評価差額	(1,045)	(582)
売却可能投資再評価差額	267	562
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	1,183	1,817
その他	929	927
合計	1,334	2,724

為替換算再評価差額

2015年6月30日現在、為替換算再評価差額の借方に1,045百万ポンド(2014年:借方に582百万ポンド)が計上されていた。この借方の463百万ポンドの増加(2014年:貸方に560百万ポンド)は主に、南アフリカ・ランド、ユーロ及び米ドルが英ポンドに対して下落したことを反映している。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は、南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことにより、借方に127百万ポンド(2014年:借方に74百万ポンド)増加した。

当期において、為替換算再評価差額の振替えによる87百万ポンドの純損失(2014年:純利益91百万ポンド)が、損益計算書に認識された。これは主に、スペイン事業の売却に関連するものであった。

売却可能投資再評価差額

2015年6月30日現在、売却可能投資再評価差額に267百万ポンド(2014年:562百万ポンド)が計上されていた。295百万ポンドの減少(2014年:414百万ポンドの増加)は主に、国債の公正価値の変動から生じた損失1,014百万ポンド(これは、公正価値ヘッジによる853百万ポンド、純利益に振替えられた正味利得312百万ポンド及び税額控除96百万ポンドによって相殺されている。)により生じた。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられる。

2015年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額に1,183百万ポンド（2014年：1,817百万ポンド）が計上されていた。この634百万ポンドの減少（2014年：1,544百万ポンドの増加）は主に、金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が697百万ポンド減少したこと及び純利益に振替えられた利得98百万ポンド（この一部は、税額控除159百万ポンドによって相殺されている。）を反映したものである。

自己株式

当期において、568百万ポンド（2014年：909百万ポンド）の自己株式の正味購入額が計上され、これは主に、従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映し、570百万ポンド（2014年：866百万ポンド）が繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替えられた。

16 偶発債務及び契約債務

	2015年6月30日現在 百万ポンド	2014年12月31日現在 百万ポンド
担保証券として差入れられた保証及び信用状	15,131	14,547
契約履行保証、銀行引受手形及び裏書手形	5,215	6,777
偶発債務	20,346	21,324
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	1,163	1,091
フォワード・スタート・リバース・レポ取引	15,459	13,856
スタンバイ・ファシリティ、クレジットライン及びその他の契約債務	269,404	276,315

法律、競争及び規制事項に関する偶発債務の詳細については、注記17に記載されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

17 法律、競争及び規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー（以下「BPLC」という。）、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「BBPLC」という。）及び当グループが直面している法律上、競争上及び規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものである。これらの事項が、BPLC、BBPLC及び当グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、経営成績、財政状態並びに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性がある。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実及び状況によっては偶発債務又は引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合がある。当グループは、偶発債務によって当グループが受ける可能性のある財務上の影響額の見積りを、現時点でこれを見積もることができない場合には開示していない。

特定の契約に対する調査

金融行為監督機構（以下「FCA」という。）は、BPLC及びBBPLCが、BBPLCが締結した2件のアドバイザリー・サービス契約に関連する開示義務に違反したと主張している。FCAは50百万ポンドの罰金を科した。BPLC及びBBPLCはこの認定に異議を唱えている。英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）もこれらの契約の調査を進めている。また、米国司法省（以下「DOJ」という。）及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）が、事業の獲得又は維持を支援する第三者と当グループの関係が米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中である。

背景情報

FCAは、BBPLCとカタール・ホールディング・エルエルシー（以下「カタール・ホールディング」という。）との間で2008年6月と10月にそれぞれ締結された2件のアドバイザリー・サービス契約を含む特定の契約について、2008年6月及び11月のBPLCの資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査している。

FCAは、2013年9月に、BPLC及びBBPLCに対して警告通知書を発行した。

2008年6月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていたが、2008年10月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結並びに両契約に基づき5年間にわたって支払われる総額322百万ポンドの報酬については、2008年6月及び11月の資本調達に関するアナウンスメント又は公表書類において開示されていなかった。警告通知書は、BPLC及びBBPLCが当時、当該契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていたことを認める一方で、当該契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであると述べている。

警告通知書は、BPLC及びBBPLCが開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにBPLCが上場原則3（企業の株式の保有者及び潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項）に違反したと結論付けている。この件について、FCAは、BPLC及びBBPLCが軽率な行動をとったとみなしている。警告通知書における当グループに対する罰金は50百万ポンドである。BPLC及びBBPLCは引き続きこの認定に異議を唱えている。

その他の調査及び訴訟

FCAは、当該アドバイザー・サービス契約を含む上述の契約に対するSFOの調査の進展を待ってFCAの強制手続を一時的に停止することに同意しており、これに関して当グループは更なる情報提供の請求を受け、引き続きこれに対応している。DOJ及びSECは、これらと同じ契約の調査を進める一方で、BPLCの事業の獲得又は維持を支援する第三者と当グループの関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査も実施中である。他の管轄区域における一部の規制当局も、当グループと第三者の関係に対する調査の状況報告を受けている。今後、本件の一部に関連する民事訴訟がBPLC及び/又はその関連会社に対して提起される可能性がある。

請求金額/財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

代替取引システム及び高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長（以下「NYAG」という。）、FCA及びその他特定の管轄区域における規制当局は、ダークプールを含む代替取引システム（以下「ATS」という。）及び高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施している。パークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）は関連する規制当局の問い合わせに応じて情報提供を行っている。ATSに関する取引に関連して、NYAGを含む様々な当事者が、BPLC及びBCI並びに当グループの現在又は元の役員の一部に対する訴状を提出している。BPLC及びBCIは引き続きこれらの訴訟に対する抗弁を行っている。

背景情報

BPLC及びBCI並びにその他に対し、原告の集団を代表する民事訴訟がニューヨーク連邦裁判所に提起されている。これらの訴訟は概して、被告が連邦証券法を違反し、高頻度取引を行う企業が情報やその他の便宜を受けて米国証券市場を操作し得たスキームに参加したことで原告が不利益を被ったと主張するものである。これらの訴訟は併合され、BPLCは当該訴訟の却下を求める申立てを行った。

2014年6月に、NYAGはBPLC及びBCIを相手取り、特に、当グループのSEC登録ATSであるLXリクイディティ・クロスに関連してBPLC及びBCIが詐欺及び欺瞞的行為に従事したと主張する訴状（以下「NYAG訴状」という。）をニューヨーク州地方裁判所に提出した。BPLC及びBCIは、2014年7月に当該訴状の却下を求める申立てを行った。

BPLC及びBCIは、カリフォルニア州法に基づき、当訴状の主張と類似の主張を根拠とする、機関投資家顧客による集団訴訟の被告にも指名されている。このカリフォルニアの集団訴訟は、上述のニューヨーク連邦裁判所に提起された集団訴訟に併合された。

また、NYAG訴状の提出後に、NYAG訴状の主張によって、パークレイズの米国預託証券の価値が下落した際にこれに投資した投資家が損害を被ったとする株主証券集団訴訟において、BPLC及びBCIは、現在及び一部の元のCEO及びCFO並びにエクイティーズ・エレクトロニック・トレーディングの従業員とともに被告に指名された。BPLC及びBCIは、当該訴状の却下を求める申立てを行い、裁判所はその一部を認め、一部を棄却した。

将来、これらの事項又は類似の事項に関連してBPLC及び/又はその関連会社に対する追加的な訴状が提出される可能性がある。

最近の動向

2015年2月、NYAGは修正訴状を提出し、ニューヨーク州地方裁判所は、その後、BPLC及びBCIによるNYAG訴状の却下の申立ての一部を認め、一部を棄却した。この案件の手続は係属中である。

請求金額/財務上の影響

訴状では、金額を特定しない損害賠償及び差し止めによる救済を求めている。現時点では、当該事項による財務上の影響又はこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

FERC

米国連邦エネルギー規制委員会（以下「FERC」という。）は、BBPLC及びその元トレーダーの一部を相手取り、BBPLCがカリフォルニア州及びその周辺の電力市場を操作したとする主張に関連して435百万米ドルの民事制裁金及び利益に金利を加算した34.9百万米ドルの返還を決定した命令書に基づく回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起した。SDNYの連邦検事局は、同検事局がFERCと係争中のものと同じの行為について調査中であることをBBPLCに通知し、BBPLCを相手取った1件の集団民事訴訟がSDNY連邦地方裁判所に提起された。当該訴訟は、FERCが提起した民事訴訟と酷似する反トラスト法違反を主張するものである。

背景情報

2012年10月に、FERCはBBPLC及びその元トレーダーのうちの4名が行った米国西部における電力取引に関して、彼らに対して理由開示命令書及び罰金案通知書（以下「当該命令書及び通知書」という。）を発行した。当該命令書及び通知書において、FERCは、BBPLC及びその元トレーダーが2006年11月から2008年12月までカリフォルニア州及びその周辺の電力市場を操作し、FERCの反不正操作規則に違反したとして、BBPLCによる民事制裁金及び不正利益返還を主張した。

2013年7月に、FERCはBBPLCに対して435百万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、利益に金利を加算した34.9百万米ドルの追加返還を求める民事制裁金命令を発した（ともに当該命令書及び通知書で提案されていた金額と同一である。）。

2013年10月に、FERCは、BBPLC及びその元トレーダーを相手取り、民事制裁金及び不正利益返還額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起した。この民事訴訟におけるFERCの主張は、2012年10月の当該命令書及び通知書並びに2013年7月の民事制裁金命令でFERCが行った主張と同一である。

2013年9月に、BBPLCはSDNYの連邦検事局の刑事課から、同検事局がFERCと係争中のものと同じの行為について調査しているとの通知を受けた。

2013年12月に、BBPLC及びその元トレーダーは、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟をSDNYに移管することを求める申立てを行うとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求める申立てを行った。却下申立ての手續が進行中である。

最近の動向

2015年5月に、カリフォルニア州連邦地方裁判所は、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟をSDNYに移管することを求めるとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求めるBBPLC及び元トレーダーの申立てを棄却した。

2015年6月に、カリフォルニア州の公益事業会社であるマーセド・イリゲーション・ディストリクトは、BBPLCを相手取り、SDNY連邦地方裁判所に集団民事訴訟を提起した。当該訴訟は、BBPLCのカリフォルニア州及びその周辺の電力市場操作に関連する反トラスト法違反を主張するものである。これらの主張は、カリフォルニア州連邦地方裁判所で現在係属中であるBBPLCに対してFERCが提起した民事訴訟における主張と酷似している。

請求金額/財務上の影響

FERCはBBPLC及び元トレーダーの一部に対し、民事制裁金及び利益返還に関して金利を加算した合計469.9百万米ドルを請求している。この金額は、BBPLCに不利となるように裁定が下された場合のBBPLCの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではない。当該集団民事訴訟の訴状は、損害賠償金額を139.3百万米ドルとしている。

LIBOR、他のベンチマーク、ISDAFIXレート、外国為替相場及び貴金属に関する調査

複数政府の規制当局及び法執行機関が、外国為替相場及び金融ベンチマークの操作におけるBBPLCの関与に関連する調査を実施している。BBPLC、BPLC及びBCIは、一部の調査について関連する法執行機関又は規制当局と和解に達しているものの、以下に詳述するものを含むその他の調査は引き続き進行中である。

背景情報

FCA、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、SEC、DOJの詐欺対策課（以下「DOJ-FS」という。）及び反トラスト局（以下「DOJ-AD」という。）、欧州委員会、SFO、シンガポール金融管理局、日本金融庁、ブラジル経済防衛行政評議会、南アフリカ競争委員会、イタリア・トラニ検察庁並びに米国の様々な州検事局などの様々な当局が、外国為替相場を操作する行為に関連する調査及びLIBOR及びEURIBORなどの各種金融ベンチマークを設定又は編集している機関に対してBBPLCや他の金融機関が行った申告に関する調査を開始した。

2012年6月に、BBPLCは、特定ベンチマーク金利の申告に関する調査に関して金融サービス機構（以下「FSA」という。）（FCAの前身）、CFTC及びDOJ-FSと和解に達し、BBPLCが合計290百万ポンドの課徴金を支払うことに同意したことを発表した。この金額は、2012年度の営業費用に反映されている。この和解に伴い、FSAとの和解協定、CFTCとの和解命令協定（以下「CFTC LIBOR命令書」という。）、DOJ-FSとの非訴追協定（以下「NPA」という。）が締結された。また、BBPLCは、EURIBORを参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連してDOJ-ADから条件付きで制裁措置の減免を認められている。NPAとCFTC LIBOR命令書の要旨は以下の通りである。CFTC LIBOR命令書及びNPAの全文は、それぞれCFTC及びDOJのウェブサイトで閲覧できる。FSAとの和解協定の条件は関係者外秘であるが、LIBORに関連するFSAの最後通達はFCAのウェブサイトで閲覧できる。

CFTC LIBOR命令書

CFTC LIBOR命令書は、200百万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、米国商品取引法（以下「CEA法」という。）の特定の条項に対する違反の再発防止、LIBOR及びEURIBORを含めたベンチマーク金利の申告の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施及び関連する内部統制の改善をBBPLCに求めている。

米国州検事総長による調査

2012年6月に発表された和解合意を受け、米国の31の州検事局がLIBOR、EURIBOR及び東京銀行間取引金利に関する独自調査を開始した。NYAGは各州検事局を代表して、2012年7月にBBPLCに対して広範な情報の提出命令（他の複数の銀行にも同様の提出命令）を発し、それ以降、BBPLCに対して文書及び取引データの追加情報要請を行っている。かかる情報要請に対して、BBPLCは逐次対応している。

SFOによる調査

また、2012年6月に発表された和解合意を受けて、SFOは、2012年7月にLIBORについて調査することを決定した旨発表した。これに関して、BBPLCは情報要請を受け、引き続き対応している。

欧州委員会による調査

欧州委員会も特にEURIBORの操作に関する調査を行っている。欧州委員会は2013年12月4日、EURIBORに関する反競争的行為に関して当グループ及び他の複数の銀行と和解に達したと発表した。当グループは、EURIBORに係る行為について自発的に欧州委員会に報告し、欧州委員会の調査に全面的に協力した。この協力が認められ、当グループは協力がなければ対象となっていた可能性のある課徴金の支払いを全面的に免除された。

DOJとの非訴追協定

NPAの一環として、BBPLCは160百万米ドルの課徴金を支払うことに同意した。さらに、DOJは（DOJに合意を交わす権限がなく、DOJが合意を交わさなかった税犯罪を除き）BBPLCがNPAに明記された義務を履行することを条件に、LIBOR及びEURIBORを含むベンチマーク金利のBBPLCの申告に関連する犯罪に関してBBPLCを訴追しないことに合意した。

2014年6月に、BBPLCとDOJ-FSは、2012年6月26日以後の2年間において外国為替市場におけるBBPLCのすべての取引活動が「米国における犯罪行為」にあたるものでないかどうかに限定し、DOJ-FSがNPAに基づく判断を下すまでの期限を2015年6月27日とすることを定めた書面による同意書を締結した。

最近の動向

下の「外国為替取引に関する調査」に明記される外国為替に関する和解には、NPAの締結後にも続いた一部の実務の結果としてDOJにより科された60百万米ドルの課徴金が含まれる。しかし、DOJは、NPAの違反であると判断しない裁量権を行使した。NPAおよび書面による同意書は、現在では失効している。

外国為替取引に関する調査

FCA、欧州委員会、CFTC、DOJ-FS、DOJ-AD、SEC及びニューヨーク州金融サービス局（以下「NYDFS」という。）を含む様々な規制・施行当局は、電子取引を含む外国為替の売却及び取引に関連する一連の問題について調査を実施している。当該調査の一部は、各国の複数の市場参加者に関わるものである。

最近の動向

2015年5月20日に、当グループは、外国為替市場における一部の売却及び取引の慣行に対する調査に関連して、CFTC、NYDFS、DOJ、連邦準備制度理事会（以下「連邦準備制度」という。）及びFCA（総称して、以下「和解当局」という。）と和解し、NPAの締結後にも続いた一部の慣行の結果としてDOJにより科された60百万米ドルの課徴金を含む、合計で約23.8億米ドルの課徴金を支払うことに合意したこと、及びBBPLCが連邦反トラスト法違反を認めることに合意したことを発表した。

DOJとの司法取引に従い、BPLCは()650百万米ドルの罰金を支払うこと、及び()執行猶予期間を司法取引に関する最終的な判決日から3年間とすることに合意した。執行猶予期間中は、BPLCはとりわけ、以下を実施する必要がある。

- ・ 米国連邦法に違反するいかなる犯罪行為も行わないこと。
- ・ 当グループを対象とする連邦犯罪捜査又は刑事訴追の開始を知った時点で、裁判所が任命した保護観察官に通知すること。
- ・ 司法取引を生じさせた行為を防止及び検出できるよう策定されたコンプライアンス・プログラムを実行し、これを継続すること。
- ・ CFTC、FCA並びにその他の規制当局又は法執行機関が要求する、司法取引において明記された行為に対応したコンプライアンス及び内部統制を強化すること。
- ・ (i) BPLCの取締役会、経営陣又は法務及びコンプライアンスに係る職員が認識した、連邦反トラスト法又は、証券若しくは若しくは商品市場に係る法律を含む不正行為に係る法律に関連するBPLC又はその従業員による犯罪行為に関する信頼性の高いすべての情報、並びに() BPLC又はその従業員に対する、連邦反トラスト法又は、証券若しくは若しくは商品市場に係る法律を含む不正行為に係る法律違反を主張する、米国政府当局によるすべての犯罪若しくは規制に係る調査、行政手続又は民事訴訟をDOJに報告すること。

CFTCとの和解に従って、BBPLCは以下について要求する命令書の登録に同意した。()米国商品取引法の条項に対する違反を停止すること、()400百万米ドルの民事制裁金を支払うこと、及び()以下を含む未実行の改善の取り組み。

- ・ 内部又は外部の利益相反を識別し、これに対処するための措置を含む、すべての外国為替ベンチマーク金利の調整への関与に係る誠実性を確保するために合理的に策定された方法で、内部統制及び手続を実行し、改善すること。
- ・ 特に、以下に関する内部統制及び手続を含む、追加的な是正措置の改善を実施すること。()外国為替ベンチマーク金利、並びに外国為替ベンチマーク金利を意図的に操作する可能性のある取引又はその他の行為に関する不適切なコミュニケーションの検出及び抑止、()すべてのトレーダー、監督者及び外国為替ベンチマーク金利の調整に関与するその他の職員に対する定期的かつ継続的なトレーニング、並びに()外国為替ベンチマーク金利の調整に関連するすべての疑わしい違法行為又は問題のある、異常な若しくは不法な行為を報告、対処及び調査する体制。

連邦準備制度との和解に従い、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店は、342百万米ドルの民事制裁金と、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店がニューヨークの連邦準備銀行に対して以下の承認を求める書面の提出を指図する命令書に同意した。()一部の外国為替取引並びに商品及び金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的として強化した内部統制及びコンプライアンス・プログラム、()BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店による、一部の外国為替取引並びに商品及び金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的としたコンプライアンスリスク管理プログラムの改善計画、並びに()BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店による、一部の外国為替取引並びに商品及び金利商品に係るその他の一部のホールセール市場における特定の活動に適用される米国の法令準拠を目的として強化した内部監査プログラム。連邦準備制度の命令書に従い、BBPLC及びその機関関係者は将来、米国当局がまとめた調査記録に基づき、以下のすべてにあてはまる人物を、BBPLC又はBBPLCの子会社の役員、従業員、代理人、コンサルタント又は請負業者として直接的又は間接的に雇用することはできない。()当該命令書の基礎となる不正行為に関与した人物、()当該命令書に明記された行為に関連するBBPLC及びBBPLCニューヨーク支店の内部懲戒レビュー又はパフォーマンス・レビューの結果、正式に懲戒処分の対象となった人物、かつ、()当該命令書に明記された行為に関連してBBPLC又はその子会社を離職又は解雇された人物。

NYDFSとの和解に従い、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店は485百万米ドルの民事制裁金と、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店に特定された4名の従業員を解雇するために必要なすべての措置を講じることを求める命令書に同意した。また、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店は、適用法に従い、当該命令書に記載されている、BBPLCニューヨーク支店を通じて又はBBPLCニューヨーク支店により行われた活動に関連する又はこれに影響を及ぼす、BBPLCで実施される事業活動のコンプライアンス・プログラム、方針及び手続の包括的レビューを実施するために、NYDFSが過去に選任した独立の監視人を引き続き従事させなければならない。監視人は、NYDFS及びBBPLCの取締役会に、修正措置の提案を含む検出事項の予備的報告を書面にて提出する。その後、BBPLC及びBBPLCニューヨーク支店は、NYDFSに対し、以下のものを提出しなければならない。()監視人の報告において識別された関連是正措置を取り込んだ、BBPLCニューヨーク支店を通じて又はBBPLCニューヨーク支店により行われた活動に関連する又はこれに影響を及ぼす、BBPLCの現在のコンプライアンス・プログラムを改善及び強化するために策定した書面による計画、並びに()BBPLCニューヨーク支店を通じて又はBBPLCニューヨーク支店により行われた活動に関連する又はこれに影響を及ぼす、BBPLCが現在実施しているコンプライアンス・プログラム、方針及び手続に対する経営陣の監視を改善し強化するための書面による計画。

FCAは、最後通達を発し、ロンドンでの外国為替事業(G10及び新興市場スポット外国為替取引、外国為替オプション並びに外国為替売却を含む。)における取引慣行の管理を怠ったとして、BBPLCに対し284百万ポンドの罰金を科した。2014年11月に公表されたとおり、FCAは業界全体における改善プログラムを要求し、パークレイズは引き続きその遂行に取り組んでいる。

前述のDOJの司法取引、CFTC、NYDFS及び連邦準備制度の命令書、並びにFCAの最後通達の全文は、各和解当局のウェブサイトで公表されている。

2015年5月20日に達した和解には、外国為替市場の電子取引に関する進行中の調査は含まれなかった。さらに、一部の当局は、様々な国の、BBPLCを含む複数の市場参加者について、外国為替担当職員を含む、各売却及び取引の職員による売却及び取引の慣行の調査を続けている。当グループは、外国為替に関連するこれらの慣行及び他の慣行についてレビューを継続し、関連当局に引き続き協力している。

ISDAFIXレートに関する調査

CFTCを含む規制当局及び法執行機関は、他のベンチマークの中でもISDAFIXに関する過去の慣行の調査を別途実施している。

2015年5月20日に、CFTCはBPLC、BBPLC及びBCIと和解命令協定を締結し、BPLC、BBPLC及びBCIは、これに従って業界全体に対する米ドル建ISDAFIXベンチマークの設定に対するCFTCの調査に関連する115百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、CFTCの命令書は、BPLC、BBPLC及びBCIに対して、米国商品取引法の条項に対する違反を停止すること、関連する調査及び訴訟において全面的にCFTCに協力すること、並びに、特に、以下を含む未実行の改善の取り組みを実行することを要求している。

- ・ すべての金利スワップベンチマークの調整への関与に係る誠実性を確保するために合理的に策定された方法で、引き続き内部統制及び手続を実行し、改善すること。
- ・ 特に、以下に関する合理的な内部統制及び手続を含む、追加的な是正措置の改善を実施すること。()金利スワップに基づくベンチマークを含む、直接的又は間接的にスワップ金利を意図的に操作する可能性がある取引又はその他の行為の発見及び抑止、()金利スワップに基づくベンチマークを参照する商品の取引に関連するすべてのスワップ及びオプションデスクの職員に対する定期的かつ継続的なトレーニング、並びに()金利スワップに基づくベンチマークの調整に関連するすべての疑わしい違法行為又は問題のある、異常な若しくは不法な行為を報告、対処及び調査する体制。

ISDAFIXに関連するCFTCの命令書の全文はCFTCのウェブサイトにおいて公開されている。

一部のその他の規制当局及び法執行当局は、米ドル建ISDAFIXベンチマークの設定及び当該ベンチマークに影響を及ぼすことを目的とした取引に関する情報を要求している。

貴金属に関する調査

BBPLCは、貴金属及び貴金属に基づく金融商品に対する調査に関連してDOJ及びその他当局への情報提供を行っている。

これらの調査に関連して発生する訴訟の説明については、下記の「LIBOR及びその他のベンチマークに関する民事訴訟」、「ISDAFIXレート操作に関する民事訴訟」、「外国為替取引に関する民事訴訟」並びに「金価格操作に関する民事訴訟」を参照のこと。

請求金額／財務上の影響

和解当局との2015年5月の和解に関連する罰金は、当グループの20.5億ポンドの既存の引当金より充当される。現時点では、本項におけるその他特定の事項によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらの事項が当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

LIBOR及びその他のベンチマークに関する民事訴訟

上記の「LIBOR、他のベンチマーク、ISDAFIXレート、外国為替相場及び貴金属に関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人及び法人が、当グループに対してLIBOR及び／又はその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起している。

背景情報

様々な管轄区域における複数の個人及び法人が、当グループ又はその他の銀行に対してLIBOR及び／又はその他のベンチマーク金利に関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起している。こうした訴訟のいくつかは棄却され、1件は裁判所の最終承認を前提として和解済であるが、その他は係争中であり最終的な影響は不明である。

MDL裁判所における米ドル建LIBOR訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建LIBORに係る訴訟の大半は、SDNY（以下「MDL裁判所」という。）における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されている。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建LIBORの金利の操作を行うことにより、BBPLC及び他の銀行は個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法、CEA法、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）並びに様々な州法の規定に違反したと主張している。

当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めているが、5件の訴訟では、原告らが、BBPLCを含む全被告に対する実際の損害賠償及び懲罰的損害賠償として総額12.5億米ドルを超える金額を求めている。これらの一部の訴訟では、米国シャーマン反トラスト法及びRICO法に基づき3倍の損害賠償も求めている。

当該集団訴訟では、（ ）米ドル建LIBORに連動した店頭取引を行った（以下「OTC集団訴訟」という。）、（ ）米ドル建LIBORに連動した金融商品を取引所で購入した（以下「取引所集団訴訟」という。）、（ ）米ドル建LIBORに連動した債券を購入した（以下「債券集団訴訟」という。）、（ ）米ドル建LIBORに連動した変動金利モーゲージを購入した（以下「住宅保有者集団訴訟」という。）、又は（ ）米ドル建LIBORに連動したローンを発行した（以下「貸手集団訴訟」という。）原告らを特に代表して提起したと主張している。

2012年8月に、MDL裁判所は、MDL裁判所が主要3件の集団訴訟（以下「主要集団訴訟」という。）及び主要3件の個別訴訟（以下「主要個別訴訟」という。）における係属中の申立てに対応できるよう、新たに提起されたすべての集団訴訟を停止した（以下「停止訴訟」という。）。

2013年3月に、MDL裁判所は、BBPLC及びその他の被告であるパネル銀行を相手取った主要集団訴訟及び主要個別訴訟における大半の請求を棄却する判決を下した。

この判決を受け、主要集団訴訟の原告らは、修正訴状の提出又は2013年3月の判決の一部に対する控訴の承認を求めた。2013年8月及び2014年6月に、MDL裁判所は主要集団訴訟で提起された申立ての大半を棄却した。その結果、以下が生じた。

- ・ 債券集団訴訟は全面的に棄却された。
- ・ 取引所集団訴訟の請求はCEA法に基づく請求に限定された。
- ・ OTC集団訴訟の請求は不当利得及び善意かつ公正に取引を行うという黙示の了解の違反に関する請求に限定された。

MDL裁判所の2013年3月の判決の後、主要個別訴訟の原告らは、上記の集団訴訟における当初の主張と同じ主張に基づく新たな訴訟をカリフォルニア州裁判所（その後、MDL裁判所に移送された。）に提起した。債券集団訴訟は、訴訟の棄却について第2巡回区連邦控訴裁判所（以下「第2巡回区」という。）に控訴を試みたが、第2巡回区は、MDL裁判所が併合訴訟におけるすべての請求を解決する判決に至っていないことを理由に控訴を全面的に却下した。2015年1月に、連邦最高裁判所は第2巡回区の判決を覆し、第2巡回区は債券集団訴訟の控訴を審理すべきであると裁定した。OTC集団訴訟及び取引所集団訴訟は、この控訴に参加する許可を得た。以前、MDL裁判所によって停止されていたその他特定の提起された集団訴訟も、反トラスト法に係る請求の却下に関して、当該控訴に参加する許可を得た。

2014年12月に、MDL裁判所は、残りの取引所集団訴訟の19.98百万米ドルでの和解について予備承認を与え、原告に和解金の分配計画を提示するよう要請した。2015年1月に、原告は、提案した分配手順及び和解に関する集団通告を認める命令を求める申立てを提出し、MDL裁判所にて係属中である。

さらに、MDL裁判所は停止訴訟の請求について対応を開始した。州法に係る不正行為及び不法な妨害に関する請求を含むこれらの請求の多くは、主要集団訴訟では主張されていなかった。そのため、2014年10月に、直接訴訟の原告（集団訴訟から脱退した原告）は修正訴状を提出し、2014年11月に、被告は却下を求める申立てを行った。2014年11月に、貸手集団訴訟及び住宅保有者集団訴訟の原告が修正訴状を提出した。2015年1月に、被告は却下を求める申立てを行った。

更なる判決が下るまでMDL裁判所の判決による最終的な影響は不明であるが、各裁判所がこうした判決を、下記の訴訟（一部の訴訟は、別のベンチマーク金利に関するものである。）を含む他の訴訟に影響するものと解釈する可能性がある。

SDNYにおける追加的な米ドル建LIBOR訴訟

2013年2月に、BBPLC及びその他の被告であるパネル銀行を相手取った追加的な個別訴訟がSDNYにおいて開始された。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建LIBORを引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が最悪の状態にある時点で当該債券の売却が生じたと主張している。この訴訟はMDL裁判所に割り当てられておらず、SDNYの別の裁判官による異なる日程で進行している。被告であるパネル銀行は当該訴訟の却下を求め、2015年4月に申立てが認められた。2015年6月に、原告は修正訴状の提出を認めるよう求めており、申立ては係属中である。

SDNYにおけるポンド建LIBOR訴訟

2015年5月に、ポンド建LIBORに関連した取引所で取引される店頭取引デリバティブに関与した原告により、BBPLC及びその他のポンド建LIBORのパネル銀行を相手取った追加的な訴訟がSDNYにおいて開始された。訴状では特に、BBPLC及びその他のパネル銀行が2005年から2010年間のポンド建LIBORの金利を操作し、その際、CEA法、反トラスト法及びRICO法を違反したと主張している。

SDNYにおける有価証券詐欺訴訟

BPLC、BBPLC及びBCIはまた、LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としてのBBPLCの役割に関連してSDNYで係争中の有価証券集団訴訟において、BBPLCの元の役員及び取締役4名と共に被告とされている。訴状は、米国1934年証券取引所法に基づく請求を主張し、BBPLCの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にBBPLCのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主に主張している。訴状はまた、BBPLCの日次米ドル建LIBORの申告が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張している。訴状は、2007年7月10日から2012年6月27日の間に米国の証券取引所でBPLCがスポンサーであった米国預託証券を購入したすべての個人又は事業体で形成される集団を代表して提出された。2013年5月に、地方裁判所は、訴状全体の棄却を求めたBBPLCの申立てを認めた。原告らは控訴し、2014年4月に、第2巡回区は、原告の一部の請求の棄却を支持するものの、BBPLCの日次米ドル建LIBORの申告が米国証券法に違反して虚偽の記載を構成しているとする原告の請求の棄却を覆す命令を下した。当該訴訟は以後の手續に関して地方裁判所に差し戻されており、2015年度末までに証拠開示手續がほぼ完了する見込みである。2015年4月に、原告は集団の認定を求める申立てを提出し、当該申立ては係属中である。

カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における訴状

2012年7月に、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における集団訴訟の訴状が、米ドル建LIBORに関連する主張を含め、かつBBPLCを被告として指名するよう修正された。修正訴状は、米ドル建LIBORに連動する変動利付モーゲージの所有者を含む集団を代表して提出されたものである。2015年1月に、裁判所はBBPLCの略式判決を求める申立てを認め、BBPLCに対する残りすべての請求を却下した。原告は裁判所の判決について第9巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

SDNYにおける円建LIBOR訴訟

2012年4月に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告により、BBPLC及びその他の円建LIBORのパネル銀行を相手取った追加的な訴訟がSDNYにおいて開始された。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利（以下「ユーロ円TIBOR」という。）パネルのメンバーも指名されている（BBPLCはこのメンバーではない。）。訴状では特に、2006年から2010年の間のユーロ円TIBOR及び円LIBORの金利操作並びにCEA法及び米国シャーマン反トラスト法の違反を主張している。被告は棄却の申立てを行い、2014年3月に、裁判所は申立ての一部を認め、一部を棄却する判決を下した。具体的には、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却し、CEA法に係る原告の請求を維持した。CEA法に係る請求に関する判決の再考を求める被告の申立ては、2014年10月に裁判所によって棄却された。原告は、RICO法に係る請求を含む追加請求を加えた第3修正訴状の提出を認めるよう求めたが、2015年3月に棄却された。原告は当該判決について直ちに控訴を求め、この請求は係属中である。証拠開示手続は2015年5月に開始した。

EURIBOR訴訟

2013年2月に、BPLC、BBPLC、BCI及びその他のEURIBORパネル銀行を相手取り、EURIBOR関連の集団訴訟が提起された。原告は、反トラスト法、CEA法、RICO法及び不当利得に係る請求を主張している。特に、BBPLCが他のEURIBORパネル銀行と共謀してEURIBORを操作したと主張した。訴訟は、2005年6月1日から2011年3月31日までの期間におけるNYSE LIFFEのEURIBOR先物契約を購入及び販売した者、ユーロ関連の先物契約を購入した者、並びにその他のデリバティブ契約（EURIBORに連動する金利スワップ及び金利先渡契約など）を購入した者を代表して提起されたものである。すべての手続は、裁判所が停止を変更し書面の証拠開示手続の開始を許可した2015年5月まで停止された。

さらに、BBPLCは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な米国反トラスト法違反に関連して、DOJ-ADから条件付で制裁措置の減免を認められている。条件付の減免措置が認められた結果、BBPLCは、（ ）条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、米国反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を3倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、（ ）BBPLCがDOJ-AD及び協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帯責任から救済されることが認められている。

米国外のベンチマーク訴訟

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR及びEURIBORを操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候がある。米国外の管轄区域におけるこのような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、並びにかかる訴訟が提起されうる管轄区域の数は時間の経過とともに増加している。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

ISDAFIXレート操作に関する民事訴訟

2014年9月以降、原告の集団を代表して、BBPLC、他の複数の銀行及びブローカー1社が米国シャーマン反トラスト法及び複数の州法に違反し、共謀して米ドル建ISDAFIXレートを操作したと主張するISDAFIXレート関連の複数の民事訴訟がSDNYに提起されている。2015年2月に併合修正訴状が提出された。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

外国為替取引に関する民事訴訟

2013年11月以降、原告の集団を代表して複数の民事訴訟がSDNYに提起されている。米国シャーマン反トラスト法及びニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと訴えているもので、BBPLCを含む数社の国際銀行が被告とされている。2014年2月に、SDNYはその時点で係争中であった、米国人集団を主張するすべての訴訟を併合した。

最近の動向

2015年1月に、SDNYは当該併合訴訟の棄却を求める申立てを却下したが、非米国人集団を主張する2件の訴訟については棄却した。

2015年2月以降、この他に、バークレイズによる外国為替相場の操作に関連して被害を受けたと主張する原告集団を代表して、いくつかの民事訴訟がSDNYに、1件の民事訴訟がカリフォルニア州北部地区に提起されており、BPLC、BBPLC及びBCIを含む数社の国際銀行が被告として指名されている。新たに提起された訴訟のうちの1件は、米国従業員退職所得保障法（以下「ERISA」という。）法に基づく請求を主張するものであり、これには別の訴訟と重複する主張並びに外国為替の売却の慣行に関する追加的な申立てが含まれている。この他の新たに提起された訴訟はすべて、米国シャーマン反トラスト法及び／又は米国商品取引法に基づく請求を主張している。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響は不確定である。

金価格操作に関する民事訴訟

2014年3月以降、BBPLC及びその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA法、米国シャーマン反トラスト法、並びに州の反トラスト法及び消費者保護法に違反して金及び金デリバティブ契約の価格を操作したと主張する原告の集団をそれぞれ代表する、複数の民事訴訟が連邦裁判所に提起されている。これらの訴訟はすべてSDNYに移送され、公判前手続の目的上、併合されている。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟の潜在的エクスポージャーによる財務上の影響又はこれらが特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

米国の住宅及び商業モーゲージ関連業務及び訴訟

2005年から2008年にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には以下が含まれていた。

- ・ 約390億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンサリング及び引受
- ・ 約340億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受到に係る経済的エクスポージャー
- ・ 約2億米ドルの貸付金の政府系機関（以下「GSE」という。）への売却
- ・ 約30億米ドルの貸付金のその他の者への売却
- ・ 当グループが2007年に取得した企業（以下「取得子会社」という。）の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ第三者に売却された、約194億米ドルの貸付金（当該期間中に売却し、その後買い戻した約500百万米ドルの貸付金控除後）の売却

この期間を通じて、当グループの関係会社は米国の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」という。）及び米国の商業モーゲージ・バック証券（以下「CMBS」という。）の流通市場取引に従事しており、かかる取引活動は現在も続いている。

当グループの貸付金の売却及び特定のプライベート・レーベルの証券化に関連して、2015年6月30日に、当グループは、売却時点の元本残高が約26億米ドルの貸付金に関連する未解決の買戻請求を受け、当グループがかかると主張する様々な当事者による民事訴訟が開始された。

また、当グループは、制定法及び／又はコモンローに基づく請求を主張するRMBSの購入者によって提起された複数の訴訟の当事者となっている。2015年6月30日現在、当グループに対するこれらの未解決の請求に関連するRMBSの現在の未払額面価額は約8億米ドルであった。

特にDOJ、SEC、米国不良資産救済プログラム特別監察局、コネチカット地区連邦検事局及びニューヨーク州東部地区連邦検事局といった規制及び政府当局は、モーゲージ・バック証券に関する市場慣行について広範な調査を開始しており、当グループはこれらの調査のいくつかに協力している。

RMBSの買戻請求

背景

以下については、当グループが単独で様々なローン・レベルに対し表明及び保証（以下「R&W」という。）を付している。

- ・ 当グループがスポンサーとなった証券化のうち約50億米ドル
- ・ GSEに売却した貸付金のうち約2億米ドル
- ・ その他の者に売却した貸付金約30億米ドル

また、取得子会社が第三者に売却した貸付金194億米ドルについてはすべて、取得子会社がR&Wを付している。

当グループがスポンサーとなった証券化の残りに関するR&Wは、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、証券化の預金者などの当グループの子会社が、より限定的なR&Wを付している。当グループ、取得子会社又はこれらの第三者が実施する大半のR&Wに適用可能な、文書化された期限の規定はない。

一定の状況では、R&Wの違反があった場合に、当グループ及び/又は取得子会社は関連する貸付金の買戻し又はかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがある。

GSE及びその他の者に売却した貸付金及びプライベート・レーベル取引について当グループ又は取得子会社が行ったすべてのR&Wに関連する、2015年6月30日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約26億米ドルであった。

上記の未解決の買戻請求のうちの相当数（約22億米ドル）は、特定のRMBSの証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連している。当該訴訟において、受託者は、当グループ及び/又は取得子会社は有効なR&Wに違反した貸付金を買い戻すべきであると主張している。また、買戻請求を行っているこうした受託者及びその他の当事者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る（が、未確定の）金額の貸付金が、有効なR&Wに違反していた可能性があるとして主張している。買戻請求を伴うすべての訴訟は、未だ初期段階にある。

また、取得子会社は1件の民事訴訟の対象となっており、当該訴訟では特に、1997年から2007年の間に購入者に売却した貸付金に関連して取得子会社が付したR&Wに違反があったために貸付金の購入者が被ったとする損害に対する補償を求めている。この訴訟は初期段階にある。

請求金額/財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

RMBS証券訴訟

背景

上述の一部のRMBS取引の結果、当グループは、2005年から2008年の間に当グループがスポンサーとなった、及び/又は引き受けたRMBSの購入者が提起した複数の訴訟の当事者となっている。一般事項として、当該訴訟では特に、購入者が参考にしていただとされるRMBSの募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ/又は記載の省略が行われていたと主張しており、概して、RMBSに関して支払った対価の回収と購入者の所有によって生じた金銭的損失の回収を要求している。

当グループに対する係争中の民事訴訟に関連するRMBSの当初の額面価額は合計約23億米ドルであり、そのうち約8億米ドルが2015年6月30日現在の残高であった。

2015年6月30日現在、これらのRMBSについて計上された累積実現損失は約2億米ドルである。

請求金額/財務上の影響

当グループが係争中の訴訟で敗れた場合、(2015年6月30日より後の元本の追加支払を考慮した)判決時点におけるRMBSの残高に、その時点でのRMBSの累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点でのRMBSの市場価額を控除し、その時点までに取り崩した剰余金を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性がある」と当グループは考えている。

大抵の場合、これらの証券訴訟における購入者が損害賠償の具体的な金額を特定することはないが、当グループは、2015年6月30日現在のこれらのRMBSの市場価額合計を約4億米ドルと見積っている。当グループは、かかる損失の一部について補償を受ける権利を有している可能性がある。

モーゲージに関連するその他の調査

RMBSの買戻請求及びRMBS証券訴訟に加えて、特にDOJ、SEC、米国不良資産救済プログラム特別監察局、コネチカット地区連邦検事局及びニューヨーク州東部地区連邦検事局といった数多くの規制及び政府当局が、RMBSの募集における発行及び引受の慣行並びにRMBSとCMBS両方の流通市場における取引慣行を含め、モーゲージ関連事業の様々な側面の調査を行っている。当グループは、金融危機以前のモーゲージ関連の不正行為の調査のために組織された金融詐欺対策タスクフォースのRMBS作業部会(以下「RMBS作業部会」という。)に関連する要請に引き続き対応している。RMBS作業部会メンバーによるいくつかの調査に関連して、複数の金融機関が、多額の金銭的支払を伴う和解を締結している。

請求金額/財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

リーマン・ブラザーズ

2009年9月以降、BCI及びBBPLCは、2008年9月にBCI、BBPLC及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却（以下「当該売却」という。）を承認する裁判所命令（以下「当該命令」という。）に異議を唱える様々な企業との訴訟に関与している。2015年5月に、BCI及びBBPLCはリーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人（以下「管財人」という。）と、当事者間で未解決となっていた当該売却に関連する訴訟を解決するため、和解に至った。当該和解は2015年6月29日にSDNY連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」という。）による承認を受け、当該売却に異議を申し立てる訴訟は決着した。

背景情報

2009年9月に、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、管財人及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）は、当該売却の特定の部分及び当該命令に異議を唱える申立てを破産裁判所に提起した。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をすべてLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び当該命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めた（以下「ルール60による請求」という。）。

2010年1月に、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI及びLBIが売却書類及び当該命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求める申立てを行った（これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせ、以下「契約による請求」という。）。

2011年に、破産裁判所はルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはBCIを支持する判決を下した。BCIと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、SDNYに上訴を申立てた。LBHI及び委員会は、ルール60による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行わなかった。

2012年7月に、SDNYは契約による請求について、BCI及びBBPLCが以下を受け取る権利があるとする意見を公表した。

- ・ 「清算勘定」資産（以下「清算勘定資産」という。）に関して管財人から11億米ドル（7億ポンド）。
- ・ 当該売却においてBCIに譲渡された上場デリバティブ勘定に関連して様々な金融機関で保有されている資産（以下「ETDマージン」という。）。

管財人は、第2巡回区に控訴した。2014年8月に、第2巡回区は、清算勘定資産及びETDマージンに関するSDNYの決定を支持した。

2014年10月に、管財人は、BCI及びBBPLCが受領する権利を有するETDマージンに関してSDNYの判決の範囲の確認を求める申立てをSDNYに提起した。この申立てにより、管財人は、管財人がETDマージンの構成要素ではないと主張する資産約11億米ドルに対するBCI及びBBPLCの権利について異議を申し立てた。2015年4月に、SDNYはBCI及びBBPLCに有利な判決を下し、BCI及びBBPLCがすべてのETDマージンを受け取る権利があると確認した。

2014年10月に、管財人はBBPLCに対して11億米ドル（7億ポンド）を支払い、清算勘定資産に関する管財人の責務はすべて遂行されたことになる。

最近の動向

2014年12月に、管財人は連邦最高裁判所に対し、ETDマージンに関するSDNY及び第2巡回区の判決の見直しを請求した。2015年5月に、連邦最高裁判所は管財人の請求を却下した。

2015年5月に、各当事者は、当事者間で未解決となっていた当該売却に関連する訴訟を解決するため、和解に至った（以下「当和解」という。）。当和解は、2015年6月29日に破産裁判所により承認された。当和解に従い、BBPLCは、管財人がETDマージンの構成要素ではないと主張していたすべての資産を受け取った。ただし、管財人が留保する権利を有する80百万米ドル（51百万ポンド）の資産及び引き続きBBPLCが受領する権利を有しており第三者から受領予定である約3億米ドルのETDマージンは除く。

財務上の影響

2015年6月30日現在、BBPLCは、BBPLCが当該売却及び当和解の一部として権利を有するものの同日時点で未受領である資産について、約16億米ドル（10億ポンド）を金融資産として貸借対照表に認識している。当該金融資産には、当和解によって増加した2015年6月30日に終了した6ヶ月間の損益約8億米ドル（5億ポンド）が反映されている。当和解に従い、管財人は2015年7月2日に約13億米ドル（9億ポンド）をBBPLCに支払った。これは、管財人が保有するETDマージンから管財人が当和解の条件に基づいて留保する権利を有する80百万米ドルのETDマージンを差し引いた金額を表す。これにより、ETDマージン又は当該売却に関する管財人の支払いは完了した。管財人からこの支払いを受けたことにより、BBPLCでは、引き続きBBPLCが受領する権利を有しており第三者から受領予定であるETDマージンに関する約3億米ドルの金融資産を貸借対照表に計上している。

米国預託株式

BPLC、BBPLC、並びにBPLC取締役会の様々な元メンバーが、SDNYにおいて併合された有価証券集団訴訟の被告とされている。当該訴訟は、BBPLCが2008年4月に当初の額面約25億米ドルで発行した特定の米国預託株式（以下「2008年4月の募集」という。）の募集文書における虚偽表示及び記載の省略を主張するものである。

背景情報

原告は、2008年4月の募集に関する募集文書に、特にBBPLCのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む。）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するBBPLCのエクスポージャー並びにBBPLCの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張し、1933年証券法に基づく請求を主張している。原告は損害賠償の具体的な金額を特定していない。

2014年6月に、SDNYは、被告による当該請求の棄却の申立てを退けた。当該訴訟では現在、証拠開示が行われている。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

BDCファイナンス・エルエルシー

BDCファイナンス・エルエルシー（以下「BDC」という。）はBBPLCを相手取り、ISDAマスター契約（以下「本契約」という。）によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約違反を主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出した。BBPLCに不利な判定が下されたが、ニューヨーク州控訴裁判所はこの判決を事実上覆した。BDCに関連する当事者も、本契約に係るBBPLCの行為に関連し、コネチカット州裁判所においてBBPLC及びBCIを提訴している。

背景情報

2008年10月に、BDCは、BBPLCがBDCによる2008年10月の要求（以下「要求」という。）に応じて超過担保とされる約40百万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出した。

BDCは、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前にBBPLCには要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利がBBPLCにあったとした場合でも、BBPLCは要求に異議を唱えなかったと主張している。

BDCは合計298百万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費及び判決前の利息を求めている。

2012年8月に、ニューヨーク州地方裁判所はBBPLCに部分的略式判決を認め、かかる超過担保の譲渡の前にBBPLCは要求に異議を唱える権利を有していたと裁定したものの、BBPLCが実際にこれを行ったかどうかを判定するための審理が必要であるとした。両当事者は、ニューヨーク州地方裁判所の上訴部（以下「ニューヨーク上訴部」という。）に交差上訴を行った。

2011年9月に、BDCの投資顧問会社であるBDCMファンド・アドバイザー・エルエルシー及びその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、BBPLCとBCIに対して、本契約に関連するBBPLCの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こした。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反並びにビジネス及び将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張している。両当事者は、当該訴訟の延期に合意している。

2013年10月に、ニューヨーク上訴部は、BBPLCに有利となるようニューヨーク州地方裁判所が認めた部分的略式判決を無効とし、代わりにBDCの部分的略式判決の申立てを認め、BBPLCは本契約に違反したという判決を下した。ニューヨーク上訴部は、BDCの損害賠償の金額については規定しておらず、この金額はニューヨーク州地方裁判所による決定もなされていない。

最近の動向

2015年2月に、2013年10月の判決に対するBBPLCの控訴に関連して、ニューヨーク州控訴裁判所は、BBPLCが本契約に違反したかどうかという事実の重要な争点が未解決であるため、いずれかの当事者に有利となる略式判決は認められないとして、ニューヨーク上訴部がBDCに対して認めた部分的略式判決を修正した。ニューヨーク州控訴裁判所は、更なる手続きを進めるようニューヨーク州地方裁判所にこの争点を差し戻した。

請求金額／財務上の影響

BDCIは、当グループに対し、合計298百万米ドルに弁護士報酬、諸経費及び判決前の利息を請求している。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではない。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

2015年4月に、約250名の原告グループがニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所に修正民事訴訟を提起した。当該民事訴訟は、当グループ及び複数の他の銀行が、共謀して米国反テロリズム法（以下「ATA」という。）に違反し、イラン政府及びイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たヒズボラによる攻撃で原告の家族が負傷したと主張するものである。原告は、ATAの規定に基づく苦痛、身体的苦痛及び精神的苦痛に関する回収を求めており、ATAでは認定された損害の3倍の賠償を認めている。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該事項による財務上の影響又はこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）に関する反トラスト法の調査及び民事訴訟

欧州委員会及びDOJ-ADは、CDS市場に関する調査をそれぞれ2011年及び2009年に開始した。2013年7月に、欧州委員会は、BBPLC、他の12の銀行、マークイット・リミテッド並びにISDAに異議告知書を送付した。この案件は、一部の銀行が集団行動を取って、上場信用デリバティブ商品の参入を遅らせ、又は妨げたという懸念に関連している。

欧州委員会がこの案件について結論に至った場合、制裁を科す予定であることを示している。欧州委員会の制裁には罰金が含まれる可能性がある。DOJ-ADの調査は民事調査であり、類似案件に関連している。BPLCは、米国で提起された、類似案件を主張する併合集団訴訟についても異議を唱えている。この案件における開示手続は進行中である。

請求金額／財務上の影響

現時点では、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響又はこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

ポルトガル競争庁（Portuguese Competition Authority）による調査

ポルトガル競争庁は、当グループを含むポルトガルの15の銀行間での11年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者貸付並びに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施している。当グループは当該調査に協力している。

請求金額／財務上の影響

現時点では、これらの事項による財務上の影響又はこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュフロー又は当グループの財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではない。

一般事項

当グループは、英国と、海外の複数の管轄区域の両方において、その他の様々な法律、競争及び規制関連事項に関わっている。当グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、雇用、環境並びにその他の制定法及びコモンロー上の問題を含む（が、これらに限定されない。）当グループによる、又は当グループに対する訴訟の対象となっている。

また、当グループは、当グループが現在、又は以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動並びに銀行業務及び事業活動のその他の分野（これらに限定はされない。）に関連する、規制当局、政府機関又はその他の公共機関による聴取及び検査、情報請求、監査、調査及び訴訟並びにその他の手続の対象となっている。

現時点において、当グループは、これらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していない。しかしながら、こうした案件及び本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の1案件又は複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績又はキャッシュフローにとって重要でないという保証はない。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額若しくは当該報告期間に計上される収益の金額に依拠する。

18 関連当事者取引

2015年6月30日に終了した期間の関連当事者取引は、当グループの2014年度年次報告書に開示されている関連当事者取引と同様の性質のものである。2015年に生じた関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態又は業績に重要な影響を及ぼすものはなく、また、2014年度年次報告書に記載の関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態又は業績に重要な影響を及ぼしうる変更はなかった。

19 セグメント別報告

事業部門別業績の内訳	パーソナル・ アンド・コー ポレート・バ ンキング	パークレイ カード	アフリカ・ バンキング	インベストメ ント・バンク
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	4,384	2,357	1,858	4,299
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(178)	(563)	(193)	(1)
営業収益純額	4,206	1,794	1,665	4,298
営業費用	(2,491)	(961)	(1,116)	(2,795)
目標達成費用	(139)	(56)	(13)	(63)
その他の(費用)/収益純額 ¹	(48)	18	4	
税引前利益	1,528	795	540	1,440
	億ポンド	億ポンド	億ポンド	億ポンド
資産合計	2,899	419	540	4,201
事業部門別業績の内訳				
	本社	パークレイ ズ・コア	パークレイズ ・ノンコア	調整後 パークレイズ ・グループ
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2015年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	42	12,940	42	12,982
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(1)	(936)	(37)	(973)
営業収益純額	41	12,004	5	12,009
営業費用	(85)	(7,448)	(498)	(7,946)
目標達成費用	(22)	(293)	(23)	(316)
その他の収益/(費用)純額 ¹	4	(22)	4	(18)
税引前(損失)/利益	(62)	4,241	(512)	3,729
	億ポンド	億ポンド	億ポンド	億ポンド
資産合計	526	8,585	3,382	11,967

事業部門別業績の内訳	パーソナル・ アンド・コー ポレート・バ ンキング	パークレイ カード	アフリカ・ バンキング	インベストメ ント・バンク
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	4,361	2,124	1,773	4,257
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(230)	(537)	(196)	26
営業収益純額	4,131	1,587	1,577	4,283
営業費用	(2,554)	(822)	(1,082)	(2,943)
目標達成費用	(115)	(36)	(17)	(282)
その他の収益純額 ¹	6	35	6	
税引前利益	1,468	764	484	1,058
	億ポンド	億ポンド	億ポンド	億ポンド
資産合計	2,681	362	524	4,462
事業部門別業績の内訳	本社	パークレイ ズ・コア	パークレイズ ・ノンコア	調整後 パークレイズ ・グループ
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年6月30日終了上半期				
保険金控除後の収益合計	159	12,674	658	13,332
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(937)	(149)	(1,086)
営業収益純額	159	11,737	509	12,246
営業費用	(91)	(7,491)	(893)	(8,383)
目標達成費用	(2)	(453)	(41)	(494)
その他の収益/(費用)純額 ¹		47	(66)	(20)
税引前利益/(損失)	66	3,840	(491)	3,349
	億ポンド	億ポンド	億ポンド	億ポンド
資産合計	433	8,462	4,686	13,149

1 その他の収益/(費用)の内容は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの売却益(損)並びに合併に係る利益である。

調整後ベースから法定 ベースへの調整	パークレイズ・ グループ 調整後	当グループ 自身の 信用度	英国顧客 への補償 に係る 引当金	米国リー マン 買収資産 に係る利益	主に外国 為替に 関する継 続的調査 及び訴訟 に係る引 当金	スペイン 事業の売 却損	確定退職 給付負債 の一部に 係る評価 益	パークレイズ・ グループ 法定
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
2015年6月30日 終了上半期								
保険金控除後の収益合計	12,982	410		496				13,888
信用に関する減損費用及 びその他の引当金繰入額	(973)							(973)
営業収益純額	12,009	410		496				12,915
営業費用	(7,946)		(1,032)		(800)		429	(9,349)
目標達成費用	(316)							(316)
その他の(費用)/収益 純額	(18)					(118)		(136)
利益/(損失)	3,729	410	(1,032)	496	(800)	(118)	429	3,114
2014年6月30日 終了上半期								
保険金控除後の収益合計	13,332	52						13,384
信用に関する減損費用及 びその他の引当金繰入額	(1,086)							(1,086)
営業収益純額	12,246	52						12,298
営業費用	(8,383)		(900)					(9,283)
目標達成費用	(494)							(494)
その他の(費用)/収益 純額	(20)							(20)
利益/(損失)	3,349	52	(900)					2,501

20 パークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

資産	2015年6月30日現在	2014年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
子会社に対する投資	34,303	33,743
子会社に対する貸付金	5,318	2,866
デリバティブ	194	313
その他の資産	184	174
資産合計	39,999	37,096
負債		
銀行預り金	519	528
劣後負債	800	810
発行債券	4,518	2,056
その他の負債		10
負債合計	5,837	3,404
株主資本		
払込済株式資本	4,193	4,125
株式払込剰余金	17,330	16,684
その他の持分商品	4,326	4,326
株式償還準備金	394	394
利益剰余金	7,919	8,163
株主資本合計	34,162	33,692
負債及び株主資本合計	39,999	37,096

子会社に対する投資

子会社に対する投資34,303百万ポンド（2014年：33,743百万ポンド）はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する投資であり、AT 1証券4,326百万ポンド（2014年：4,326百万ポンド）を含んでいる。当期中の560百万ポンドの増加はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行なった現金拠出によるものである。

子会社に対する貸付金及び発行債券

2015年度上半期にパークレイズ・ピーエルシーは固定金利優先債券40億ポンドを発行し、発行債券として会計処理した。この取引により調達した資金はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する固定金利優先貸付金40億ポンドを実行するために用いられた。この貸付金には、パークレイズ・ピーエルシーが発行した債券に対応する格付けが付されている。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 【決算日後の状況】

パークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記17「法律、競争及び規制関連事項」を参照のこと。

(2) 【訴訟】

パークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記17「法律、競争及び規制関連事項」を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

当グループはEUで採用される国際財務報告基準（以下「IFRS」という）の規定を採用している。

IFRSの原則は日本において一般的に公正妥当と認められる会計原則及び会計慣行と以下の重要な点で相違している。

(a) 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に従って、ほとんどの企業結合は取得法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、国際会計基準（以下「IAS」という）第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。IFRS第3号（改訂）に従い、通常、取得に関連する費用は費用計上される。ただし、持分証券の発行に係る費用は資本から差し引かれ、金融負債（債務）の発行に係る費用は実効金利に反映されて償却される。

日本では、「企業結合に関する会計基準」に従って、共同支配企業の形成以外の企業結合についてはパーチェス法が適用され、のれんは20年以内のその効果のおよぶ期間にわたって定期的に償却されなければならない。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。またのれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、減損会計が適用されている。

(b) 非支配持分の評価

IFRS第3号では、企業結合の原価配分の結果認識される被取得企業の識別可能資産・負債・偶発債務について、取得企業は企業結合取引ごとに取得日現在の公正価値（全部のれん）、もしくは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分（購入のれん）のいずれかの方法を選択して測定する。

日本では、購入のれんを採用しており、全部のれんは計上できない。

(c) 外国為替レートの変動の影響

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って、在外事業体の取得により生じたのれんは在外事業体の資産・負債として決算日レートで換算される。

日本では、のれんは当初取得時の為替レートを使用して換算される。

(d) 連結財務書類

IFRS第10号「連結財務書類」では、連結範囲は主に、反証がない場合、重要な影響力の存在に基づき判断される。重要な影響力を評価する際には、現在行使あるいは転換可能な潜在的な議決権の存在及びその効果が考慮される。当該基準に従って、連結財務書類は、類似の状況での同様の取引及び事象について統一した会計方針を使用して作成される。特別目的事業体(以下「SPE」という。)については、この基準の対象範囲に含まれるが、当該基準に整合的なSPEのリスク及び経済価値に関する追加的な特別の解釈指針もある。IFRS第10号に従い、子会社の所有持分の変動は、当該変動が支配権の取得後に発生し、支配権の喪失をもたらさない場合には、持分取引として会計処理されるようになった。

日本でも連結範囲は支配に基づき判断される。SPEは支配基準に基づいて連結されるが、金融資産の譲渡目的(つまり証券化等)のためにのみ設立されたSPEはこの限りではない。原則として、同一環境下で行われた同一の性質の取引および事象については、会計方針の統一が要求されている。ただし、のれんの償却や退職給付の未認識損益の償却などのいくつかの会計方針を除き、IFRSや米国会計基準に基づいて作成された在外子会社の財務諸表を用いることが認められている。

(e) 非支配持分の表示

IFRSでは非支配持分は資本として表示される。

日本では、非支配持分は「純資産」として開示される。

(f) 関連会社に対する投資

IAS第28号「関連会社に対する投資」(2011年改訂)では、投資企業の財務諸表が、類似の状況での同様の取引及び事象について統一した会計方針を使用して作成される。関連会社では同一の会計方針が使用される。

日本では企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」において原則として持分法適用会社の会計処理を統一することが要求されている。

ただし、企業会計基準委員会により公表された実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、IFRS又は米国会計基準のいずれかに準拠して作成された財務諸表に限り当面の間、それらを持分法の適用上利用することが認められている。当該実務対応報告の適用時期は、「持分法に関する会計基準」と同様とされている。

(g) 従業員給付

IAS第19号「従業員給付」(改訂)では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、確定給付(資産)の再測定から生じた変動に保険数理上の損益を含めた額をこれらが生じた期間のその他の包括利益に直ちに認識し、後の期間に損益への組み替えは行わない。さらに、同基準は、期首に決定した制度の確定給付資産又は負債に割引率を乗じて利息費用/収益純額を算定することを要求している。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められていたため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上していた。

(h) 資産の減損

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。金融商品の減損についてはIAS第39号で規定されている。

IAS第36号の適用範囲に該当する資産については、過去に認識された減損損失がもはや存在しないあるいは減少した兆候がある場合に回収可能価額の見積りを行う。最新の減損損失の認識以降に資産の回収可能価額を算定するために使用する見積りに変更があった場合、かかる減損損失の戻入れが行われる。ただし、のれんに係る減損損失は特定の状況を除いて戻入れない。IAS第39号に従って、売却可能持分証券の減損損失も損益計算書では戻入れない。

日本では、固定資産を対象とした減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が存在する。当該基準では、固定資産の割引前見積将来キャッシュフローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。金融商品の減損については「金融商品に関する会計基準」において規定されている。減損がもはや存在しない、または減少したといった回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合においても、すべての資産について減損損失の戻入れは禁止されている。

(i) 金融資産の認識の中止

IAS第39号「金融商品：認識および測定」に従って、事業体が所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する、あるいは事業体はリスクと経済価値のほぼすべてを移転も留保もしないが譲受人に実質的な資産の売却能力がある場合に、金融資産全体の認識の中止が成立する。また、事業体はリスクと経済価値のほぼすべての移転も留保もせず、譲受人に実質的な資産の売却能力がない場合、事業体は、事業体が継続的に関与する範囲において当該資産を引き続き認識しなければならない。金融資産の一部の認識の中止は、その部分が具体的に識別されたキャッシュフロー又は資産のキャッシュフローの比例持分で構成される場合に適切となる。その他については、認識の中止は金融資産全体に関して評価しなければならない。

日本では、「金融商品に関する会計基準」により、金融資産の消滅は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは権利に対する支配が他に移転したときに認識される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(j) 債務保証

IAS第39号「金融商品：認識および測定」では、債務保証は当初、公正価値で計上され、その後、(a) 債務保証により生じる損失額を反映するためにIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」で要求される引当金、もしくは(b) IAS第18号「収益」に従って認識された償却累計額（該当する場合）控除後の当初の認識額のいずれか大きい額で認識される。

日本では、債務保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価では計上されず、銀行等の金融機関を除き財務諸表において引当金として表示、又は注記等として開示される。

(k) 金融資産・負債の分類と測定

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産および負債（デリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。また、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、金融負債を最初の認識時に「損益計算書を通じて公正価値で測定する」項目として分類することができる。

売却可能投資は公正価値で評価し、評価差額は、金融資産の認識が中止されるまでその他の包括利益に計上する。

活発な市場における市場価格がなく、かつ公正価値を信頼性をもって測定できない持分投資は原価で評価する。

貸付金と債権とは、活発な市場で取引されていないが、固定されているか又は決定可能な金額の支払を有するデリバティブ以外の金融資産である。これらは減損を考慮した実効金利法による償却原価で評価される。

日本では、トレーディング目的の金融資産が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。IAS第39号で認められているような金融商品を公正価値評価する取消不能オプションは認められていない。

売却可能有価証券（日本基準では「その他有価証券」という）は公正価値で測定し、公正価値の変動額は以下のいずれかの方法で処理する。

- 1) 公正価値の変動額を純資産に計上し、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ再計上する。
- 2) 銘柄ごとに、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。

市場価格のない株式は原価で評価する。

金融負債はヘッジ会計によるものを除き、公正価値での測定は認められていない。

(l) ヘッジ会計

IAS第39号では、一般に、以下のヘッジが認められている。

(1) 公正価値ヘッジ

認識された資産又は負債もしくは確定約定の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段とヘッジ対象の両方が損益を通じて公正価値で認識され、ヘッジ対象の帳簿価額は調整される。

(2) キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジと認められる場合、キャッシュフロー・ヘッジの有効な部分に関連する公正価値による評価損益は当初その他の包括利益に認識され、ヘッジ対象項目が損益に影響を及ぼすのと同じ期に損益に振り替えられる。ヘッジの非有効部分は損益計算書に認識される。認識された資産及び負債又は非常に可能性の高い予定取引に関連するキャッシュフローの変動に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分は、その他の包括利益に計上され、後に損益に組み替えられる時期はヘッジ対象に依拠する。非有効部分は損益に計上される。

(3) 在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外子会社・関連会社などの機能通貨からグループの表示通貨への為替換算から生じるリスクをヘッジする。キャッシュフロー・ヘッジと類似した処理が行われる。

日本では、原則として、ヘッジ手段の時価の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産または負債として繰り延べる(「繰延ヘッジ」)。これは公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジの両方に適用される。「その他有価証券」のヘッジについては繰延ヘッジと時価ヘッジが認められており、後者では時価の変動を損益計算書で認識する。資産購入に関する予定取引のヘッジについては「ベシス・アジャストメント」が使われるが、利付金融資産の取得の場合には区分処理することが認められる。一部の金利スワップに関して特例処理が認められており、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定することができる。在外営業活動体に対する純投資に起因した外貨に対するエクスポージャーのヘッジは、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分は資本の部において直接認識され、非有効部分は損益計算書に直接認識されている。

第7 【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)の第十号様式の記載上の注意に従い、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

平成27年1月1日以降本日までに関東財務局長に次の書類が提出されている。

	書類	提出年月日
(1)	訂正発行登録書（売出し）	平成27年1月5日
(2)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月6日
(3)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年1月19日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債に係る）有価証券届出書の訂正届出書	平成27年1月6日
(4)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年1月17日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書の訂正届出書	平成27年1月6日
(5)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月7日
(6)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月13日
(7)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月15日
(8)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月16日
(9)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年1月19日
(10)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年1月19日
(11)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年1月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書の訂正届出書	平成27年1月20日
(12)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月23日
(13)	訂正発行登録書（売出し）	平成27年1月23日
(14)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月27日
(15)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年1月30日
(16)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年1月30日

(17)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月27日満期 早期償還条 項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照デジタ ル・クーポン円建社債に係る)有価証券届出書及びその添付書類	平成27年1月30日
(18)	有価証券届出書(上記9)の訂正届出書	平成27年2月2日
(19)	有価証券届出書(上記10)の訂正届出書	平成27年2月2日
(20)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年2月3日
(21)	有価証券届出書(上記16)の訂正届出書	平成27年2月4日
(22)	有価証券届出書(上記17)の訂正届出書	平成27年2月4日
(23)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年2月27日満期 期限前償還 条項 ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社 債に係る)訂正発行登録書(売出し)	平成27年2月4日
(24)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年2月23日満期 早期償還条 項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債(株式会社ディー・エ ヌ・エー)に係る)訂正発行登録書(売出し)	平成27年2月4日
(25)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年2月6日
(26)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年2月12日
(27)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年2月13日
(28)	有価証券届出書(上記16)の訂正届出書	平成27年2月17日
(29)	有価証券届出書(上記17)の訂正届出書	平成27年2月17日
(30)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年2月18日
(31)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年3月4日
(32)	訂正発行登録書(売出し)及びその添付書類	平成27年3月12日
(33)	訂正発行登録書(募集)及びその添付書類	平成27年3月12日
(34)	(iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る)有価証券届出 書の訂正届出書及びその添付書類	平成27年3月12日
(35)	(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る)有価証券届出書の訂 正届出書及びその添付書類	平成27年3月12日
(36)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年10月2日満期ブラジルレア ル建社債(円貨決済型)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添 付書類	平成27年3月13日

(37)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年3月27日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (アルプス電気株式会社)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年3月13日
(38)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年3月20日
(39)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年3月27日
(40)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年4月2日
(41)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年4月9日
(42)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年4月17日
(43)	訂正発行登録書(売出し)及びその添付書類	平成27年5月7日
(44)	訂正発行登録書(募集)及びその添付書類	平成27年5月7日
(45)	(iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類	平成27年5月7日
(46)	(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類	平成27年5月7日
(47)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年5月8日
(48)	有価証券報告書 事業年度 自 平成26年1月1日 及びその添付書類 至 平成26年12月31日	平成27年5月29日
(49)	訂正発行登録書(売出し)及びその添付書類	平成27年5月29日
(50)	訂正発行登録書(募集)及びその添付書類	平成27年5月29日
(51)	(iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類	平成27年5月29日
(52)	(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類	平成27年5月29日
(53)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年6月23日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)に係る) 訂正発行登録書(売出し)	平成27年5月29日
(54)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年6月3日
(55)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年6月15日満期期限前償還条項付日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年6月9日
(56)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年6月15日満期 期限前償還条項付日欧2指数参照円建社債(ノックイン60)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年6月9日

(57)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月12日
(58)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月15日
(59)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月17日
(60)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月19日
(61)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月24日
(62)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年6月26日
(63)	有価証券届出書及びその添付書類	平成27年7月2日
(64)	訂正発行登録書（売出し）	平成27年7月10日
(65)	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書（代表者の異動）及びその添付書類	平成27年7月13日
(66)	訂正発行登録書（売出し）	平成27年7月13日
(67)	訂正発行登録書（募集）	平成27年7月13日
(68)	有価証券届出書（上記63）の訂正届出書	平成27年7月13日
(69)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年7月14日
(70)	有価証券届出書（上記63）の訂正届出書	平成27年7月16日
(71)	（iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年7月21日
(72)	（iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年7月21日
(73)	発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成27年7月21日
(74)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年8月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年8月3日
(75)	（パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照 デジタル・クーポン円建社債に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成27年8月3日
(76)	発行登録書（売出し）及びその添付書類	平成27年8月4日
(77)	訂正報告書（上記(48)の有価証券報告書の訂正報告書）	平成27年8月13日
(78)	訂正発行登録書（売出し）及びその添付書類	平成27年8月13日
(79)	有価証券届出書（上記71）の訂正届出書及びその添付書類	平成27年8月13日

(80)	有価証券届出書(上記72)の訂正届出書及びその添付書類	平成27年8月13日
(81)	有価証券届出書(上記74)の訂正届出書及びその添付書類	平成27年8月13日
(82)	有価証券届出書(上記75)の訂正届出書及びその添付書類	平成27年8月13日
(83)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債(対象株式: 楽天株式会社 普通株式)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年8月14日
(84)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債(対象株式: アルプス電気株式会社 普通株式)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年8月14日
(85)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(アルプス電気株式会社)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年8月17日
(86)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動デジタルクーポン円建社債(株式会社サイバーエージェント)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年8月17日
(87)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年8月17日
(88)	有価証券届出書(上記74)の訂正届出書	平成27年8月18日
(89)	有価証券届出書(上記75)の訂正届出書	平成27年8月18日
(90)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年8月19日
(91)	有価証券届出書及びその添付書類	平成27年9月1日
(92)	訂正発行登録書(売出し)	平成27年9月3日
(93)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年9月10日
(94)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年10月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債に係る)有価証券届出書及びその添付書類	平成27年9月14日
(95)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年10月16日満期早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建社債に係る)有価証券届出書及びその添付書類	平成27年9月14日
(96)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年9月14日
(97)	有価証券届出書(上記91)の訂正届出書	平成27年9月15日
(98)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成27年9月16日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1-A (理由)

以下の各社債に関連する有価証券届出書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類（該当するもの）に記載の通り、所定の利息計算期間（当該書類に規定される。）に適用される当該社債の利率、及び/又は所定の早期償還事由（当該書類に規定される。）の有無、及び/又は所定のノックイン事由（当該書類に規定される。）の有無、及び/又は満期償還額（当該書類に規定される。）は、当該会社（又は当該会社を含む複数の対象会社）の普通株式の株価に基づいて決定される。また、以下の社債の中には、所定のノックイン事由が発生した場合に当該会社（又は当該会社を含む複数の対象会社のうちの1社）の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還されるものがある。したがって、当該会社の企業情報は当該社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、関連する売買取扱人（もしあれば）、その他の当該社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

1-B (各社債の内容)

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年2月1日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(新日鐵住金株式会社)

(1) 発行日

2014年1月30日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

新日鐵住金株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類:

普通株式

発行済株式数(平成27年8月6日現在):

9,503,214,022株

上場金融商品取引所名又は

東京証券取引所(市場第一部)

登録認可金融商品取引業協会名:

名古屋証券取引所(市場第一部)

福岡証券取引所

札幌証券取引所

内容:

完全議決権株式

単元株式数は1,000株

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年4月18日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(ソフトバンク株式会社)

(1) 発行日

2014年4月16日

(2) 売出金額

540,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ソフトバンクグループ株式会社(ソフトバンク株式会社は平成27年7月1日付けで商号を「ソフトバンクグループ株式会社」に変更した。)

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月12日現在）： 1,200,660,365株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は100株

3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年1月11日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

- (1) 発行日
2014年7月10日
- (2) 売出金額
350,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
ソフトバンクグループ株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記2を参照のこと。

4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年4月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

- (1) 発行日
2014年10月29日
- (2) 売出金額
300,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月3日現在）： 399,634,778株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は100株

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年10月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（セイコーエプソン株式会社）

- (1) 発行日
2014年10月28日
- (2) 売出金額
800,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年5月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

- (1) 発行日
2014年11月27日
- (2) 売出金額
400,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年11月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(セイコーエプソン株式会社)
- (1) 発行日
2014年11月27日
- (2) 売出金額
400,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。
8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月10日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)
- (1) 発行日
2015年1月8日
- (2) 売出金額
500,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。
9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年2月3日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社SUMCO)
- (1) 発行日
2015年2月2日
- (2) 売出金額
500,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社SUMCO
東京都港区芝浦一丁目2番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月12日現在）： 293,285,539株
上場金融商品取引所名又は 東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：
内容： 単元株式数は100株
10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年8月7日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
- (1) 発行日
2015年2月5日
- (2) 売出金額
250,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。
11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年4月18日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社SUMCO）
- (1) 発行日
2015年4月16日
- (2) 売出金額
800,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社SUMCO
東京都港区芝浦一丁目2番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記9を参照のこと。

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年6月23日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項
付 円建社債(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)

(1) 発行日

2015年6月22日

(2) 売出金額

440,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類:

普通株式

発行済株式数(平成27年8月13日現在):

14,168,853,820株

上場金融商品取引所名又は

東京証券取引所(市場第一部)

登録認可金融商品取引業協会名:

名古屋証券取引所(市場第一部)

ニューヨーク証券取引所(注)

内容:

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。

単元株式数は100株

(注)米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場している。

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年6月19日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ディー・エヌ・エー)

(1) 発行日

2015年6月18日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社ディー・エヌ・エー

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

- (5) 当該会社の株式の内容
- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成27年8月10日現在）： | 150,810,033株 |
| 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名： | 東京証券取引所（市場第一部） |
| 内容： | 単元株式数は100株 |
14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月6日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社サイバーエージェント）
- (1) 発行日
2015年7月3日
- (2) 売出金額
600,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成27年7月31日現在）： | 63,213,300株 |
| 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名： | 東京証券取引所（市場第一部） |
| 内容： | 単元株式数は100株 |
15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年1月17日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）
- (1) 発行日
2015年7月16日
- (2) 売出金額
300,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社ディー・エヌ・エー
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記13を参照のこと。

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年7月13日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）
- (1) 発行日
2015年7月10日
- (2) 売出金額
300,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
マツダ株式会社
広島県安芸郡府中町新地3番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月6日現在）： 599,875,479株
上場金融商品取引所名又は 東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：
内容： 単元株式数は100株
17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月28日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（株式会社電通）
- (1) 発行日
2015年7月28日
- (2) 売出金額
496,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社電通
東京都港区東新橋一丁目8番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月11日現在）： 288,410,000株
上場金融商品取引所名又は 東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：
内容： 権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。
単元株式数は100株

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：楽天株式会社 普通株式）
- (1) 発行日
2015年9月3日
- (2) 売出金額
1,020,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
楽天株式会社
東京都品川区東品川四丁目12番3号
- (5) 当該会社の株式の内容
- | | |
|----------------------|----------------|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成27年8月6日現在）： | 1,430,021,200株 |
| 上場金融商品取引所名又は | 東京証券取引所（市場第一部） |
| 登録認可金融商品取引業協会名： | |
| 内容： | 単元株式数は100株 |
19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：アルプス電気株式会社 普通株式）
- (1) 発行日
2015年9月3日
- (2) 売出金額
1,760,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
アルプス電気株式会社
東京都大田区雪谷大塚町1番7号
- (5) 当該会社の株式の内容
- | | |
|----------------------|----------------|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成27年8月5日現在）： | 188,674,255株 |
| 上場金融商品取引所名又は | 東京証券取引所（市場第一部） |
| 登録認可金融商品取引業協会名： | |
| 内容： | 単元株式数は100株 |

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（アルプス電気株式会社）
- (1) 発行日
2015年9月3日
 - (2) 売出金額
300,000,000円
 - (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
 - (4) 当該会社の名称及び住所
アルプス電気株式会社
東京都大田区雪谷大塚町1番7号
 - (5) 当該会社の株式の内容
上記19を参照のこと。
21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）
- (1) 発行日
2015年9月3日
 - (2) 売出金額
300,000,000円
 - (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
 - (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
 - (5) 当該会社の株式の内容
上記14を参照のこと。
22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年9月29日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（日東電工株式会社）
- (1) 発行日
2015年9月28日
 - (2) 売出金額
395,000,000円
 - (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
 - (4) 当該会社の名称及び住所
日東電工株式会社
大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

(5) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（平成27年8月7日現在）： 173,758,428株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は100株

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年10月2日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ディー・エヌ・エー)

(1) 発行日

2015年9月28日

(2) 売出金額

400,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社ディー・エヌ・エー

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

(5) 当該会社の株式の内容

上記13を参照のこと。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年2月1日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（新日鐵住金株式会社）

新日鐵住金株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第90期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月24日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第91期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成27年8月6日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
新日鐵住金株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年4月18日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第35期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月19日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第36期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月12日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

- (a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出
- (b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成27年9月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成27年7月27日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソフトバンクグループ株式会社本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

- 3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年1月11日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記2を参照のこと。

- 4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年4月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第73期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第74期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月3日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成27年7月24日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
セイコーエプソン株式会社本店	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年10月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記4を参照のこと。

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年5月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記4を参照のこと。

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年11月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記4を参照のこと。

8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月10日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記4を参照のこと。

9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年2月3日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社SUMCO)

株式会社SUMCOの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第16期)(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

平成27年3月25日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第17期第2四半期)(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月12日関東財務局長に提出

八. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月26日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月2日に関東財務局長に提出

二. 訂正報告書

上記八.(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成27年4月20日及び平成27年4月28日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社SUMCO本店	東京都港区芝浦一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年8月7日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記4を参照のこと。

11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年4月18日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(株式会社SUMCO)

株式会社SUMCOの情報

上記9を参照のこと。

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年6月23日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ)

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第10期)(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年6月25日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第11期第1四半期)(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月13日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年6月19日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ディー・エヌ・エー)

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第17期)(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第18期第1四半期)(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

該当なし。

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社ディー・エヌ・エー本店	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月6日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社サイバーエージェント)

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第17期）（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）
平成26年12月16日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第18期第3四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年7月31日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

- (a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年12月16日に関東財務局長に提出
- (b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月24日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社サイバーエージェント本店	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年1月17日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記13を参照のこと。

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年7月13日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第149期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月24日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第150期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月6日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
マツダ株式会社本店	広島県安芸郡府中町新地3番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月28日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項
付 円建社債（株式会社電通）

株式会社電通の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第166期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第167期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月11日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社電通本店	東京都港区東新橋一丁目8番1号
株式会社電通関西支社	大阪市北区堂島二丁目4番5号
株式会社電通中部支社	名古屋市中区栄四丁目16番36号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：楽天株式会社 普通株式）

楽天株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第18期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
平成27年3月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第19期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月6日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月2日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月4日に関東財務局長に提出

- (c) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月4日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

- (a) 上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成27年6月23日及び平成27年7月1日に関東財務局長に提出
- (b) 上記八．(c)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成27年6月23日及び平成27年7月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
楽天株式会社本店	東京都品川区東品川四丁目12番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年3月4日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：アルプス電気株式会社 普通株式）

アルプス電気株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第82期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月19日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第83期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月5日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社本店	東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
アルプス電気株式会社関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（アルプス電気株式会社）

アルプス電気株式会社の情報

上記19を参照のこと。

21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

上記14を参照のこと。

22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年9月29日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（日東電工株式会社）

日東電工株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月19日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第151期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成27年8月7日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

- (a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月19日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

二.訂正報告書

上記八.(a)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成27年8月3日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日東電工株式会社本店	大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪 タワーA
日東電工株式会社東京支店	東京都品川区東品川四丁目12番4号 品川シー サイドパークタワー
日東電工株式会社名古屋支店	名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビ ルヂング
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年10月2日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ディー・エヌ・エー)

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記13を参照のこと。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

日経平均株価

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年12月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月21日満期 期限前償還条項付日米欧3指数参照円建社債(ノックイン60)
3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年1月28日満期 円建 複数指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)
4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照デジタル・クーポン円建社債
5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照デジタル・クーポン円建社債
6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年2月27日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債
7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年2月14日満期 期限前償還条項付日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年6月15日満期 期限前償還条項付日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)
9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年6月15日満期 期限前償還条項付日欧2指数参照円建社債(ノックイン60)
10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年7月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年1月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年8月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建社債
14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年9月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建社債

(2) 関連する有価証券届出書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載の通り、上記(1)の各社債については、所定の利息計算期間に適用される利率（利率に関しては、すべての利息計算期間について固定利率が適用される社債を除く。）、並びに満期償還額及び所定の期限前償還事由の有無が日経平均株価及び/又はその他の株価指数（その他の株価指数に関しては、「ユーロ・ストックス50」又は「S&P 500」の項の各1(1)にも記載のある社債に限る。）の水準により決定される。そのため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2 内容

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。

ユーロ・ストックス50

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月21日満期 期限前償還条項付日米欧3指数参照
円建社債(ノックイン60)
2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年6月15日満期 期限前償還条項付日欧2指数参照円
建社債(ノックイン60)

(2) 関連する発行登録追補書類に記載の通り、上記(1)の各社債の満期償還額及び所定の早期償還事由の有無は、日経平均株価、ユーロ・ストックス50及び/又はS&P 500(S&P 500に関しては、「S&P 500」の項の1(1)にも記載のある社債に限る。)の水準により決定される。そのため、ユーロ・ストックス50についての開示を必要とする。

2 内容

ユーロ・ストックス50は、ユーロ圏の各スーパーセクターの上位銘柄で構成されたブルーチップ指数である。ユーロ圏の加盟国は、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペインである。

ユーロ・ストックス50のユニバースは、19のユーロ・ストックス・スーパーセクター指数の全構成銘柄と定義されている。ユーロ・ストックス・スーパーセクター指数は、ストックス・ヨーロッパ600スーパーセクター指数のユーロ圏のセグメントで構成されている。

S&P 500

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月21日満期 期限前償還条項付日米欧3指数参照円建社債(ノックイン60)
2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年1月28日満期 円建 複数指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)
3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月13日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照デジタル・クーポン円建社債
4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年2月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照デジタル・クーポン円建社債
5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年2月14日満期 期限前償還条項付日米2指数参照円建社債(ノックイン60)
6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年8月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建社債
7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年9月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型 日米2指数(日経平均株価・S&P500指数)参照 デジタル・クーポン円建社債

(2) 関連する発行登録追補書類に記載の通り、上記(1)の各社債の満期償還額及び所定の早期償還事由の有無は、日経平均株価、S&P 500及び/又はユーロ・ストックス50(ユーロ・ストックス50に関しては、「ユーロ・ストックス50」の項の1(1)にも記載のある社債に限る。)の水準により決定される。そのため、S&P 500についての開示を必要とする。

2 内容

S&P 500®は単独で米国株式市場を測る最も優れた手段とみなされており、世界的に有名な株価指数である。この指数には米国経済の主要産業を代表する500銘柄が含まれている。S&P 500は米国株式の約75%を占める大型株に焦点を合わせているが、市場全体に関しても理想的な指標となる。S&P 500はポートフォリオの構築要素として使用できる一連のS&P米国株式指数の一部である。

S&P 500はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会が管理している。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエコノミストと株価指数アナリストで構成され、定期的に行われている。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会の目標は、S&P 500が大型株のリスク・リターン特性をより広い範囲で継続的に反映し、米国株の代表指数であり続けることを保証することにある。また、指数構成銘柄の入れ替えを最低限に抑えつつ、効果的なポートフォリオ売買を確保するために、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数委員会は指数構成銘柄の流動性を監視している。

[次へ](#)

S&P 500 VIX 短期先物TM 指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX 中期先物TM 指数トータル・リターン

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. iPath[®] VIX短期先物指数連動受益証券発行信託
2. iPath[®] VIX中期先物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」、また本外国指標連動証券の連動先である指数を個別に又は併せて「本指数」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P 500 VIX短期先物TM 指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物TM 指数トータル・リターンの特徴については、以下を参照されたい。

関連する指数(そのボラティリティ並びに過去及び将来のパフォーマンスを含む。)、方法論に関する詳細、各指数の構成及び方針に関する情報は、<http://eu.spindices.com/indices/strategy/sp-500-vix-short-term-index-mcap>又は<http://eu.spindices.com/indices/strategy/sp-500-vix-mid-term-index-mcap>にて関連するブルームバーク・ティッカーを参照することで入手できる。

本指数は先物の満期日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行なうVIX先物のロング・ポジションから得られる収益をモデル化している。本指数のトータル・リターンには、本指数の名目数値についての利子及び本指数への再投資が組込まれる。利子は3カ月の米国財務省証券の利率で計上される。

S&P 500 VIX 短期先物指数は、満期日が隣接する二つのVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。当該指数は各月通して日々連続的に一番限月のVIX先物契約から二番限月のVIX先物契約に乘換えを行なう。

S&P 500 VIX 中期先物指数は、満期日が隣接する四つのVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。当該指数は各月通して日々連続的に四番限月の先物契約から七番限月の先物契約に乘換えを行なう一方で残りの二つの契約のポジションを維持する。

商品指数

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. iPath® 商品指数連動受益証券発行信託
2. iPath® 貴金属指数連動受益証券発行信託
3. iPath® 産業用金属指数連動受益証券発行信託
4. iPath® エネルギー指数連動受益証券発行信託
5. iPath® 農産物指数連動受益証券発行信託
6. iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託
7. iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託
8. iPath® 畜産物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、また本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の関連指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P GSCI®トータル・リターン指数の特徴については後記「(1)トータル・リターン指数の概要」を、それ以外の関連指数の特徴については後記「(1)トータル・リターン指数の概要」に加え「(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン」乃至「(8)S&P GSCI® 畜産物商品指数トータル・リターン」をそれぞれ参照されたい。

(1)トータル・リターン指数の概要

S&P GSCI® 商品指数

S&P GSCI®トータル・リターン指数（以下「トータル・リターン指数」という。）は、S&P GSCI® 商品指数の関連指数である。したがってS&P GSCI® 商品指数に関する本項での開示は、トータル・リターン指数にも関係する。以下の「トータル・リターン指数」の項では、トータル・リターン指数のS&P GSCI® 商品指数との特徴的な相違について説明する。

S&P GSCI商品指数の概要

世界において最も広範に追跡された商品指数として、S&P GSCI商品指数は商品価格を測定する先導的な手法として典型的に認識されている。歴史的に、S&P GSCI商品指数は、他のアセットクラスとの低い相関関係を有する強固なインフレ・プロテクションを一般的に提供してきた。S&P GSCI商品指数は、要求された基準を満たす実物商品に係る先物契約のみを含めることにより、流動性が組込まれている。さらに、世界の生産量ごとに、各インデックスにおける各商品を加重することや、先物の取引量を調整することで、投資可能な世界的な商品市場のデータを純粹に測定できるものとみなされるという目的を達成するよう、S&P GSCI商品指数は設計されている。S&P GSCI商品指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより計算及び管理されている。

トータル・リターン指数

S&P GSCI® 商品指数は構成銘柄の価格水準に基礎を置いているが、トータル・リターン指数の計算は、先物契約の日次収益に基礎を置いている。

トータル・リターン指数は、S&P GSCI® 商品指数の収益、引渡しの接近に伴う期先の先物契約への仮想ポジションの乗換えによる減価又は増価、及びS&P GSCI® 商品指数に含まれる商品先物契約の全額担保付仮想ポジションから得られる利息を組入れている。

(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン

（以下「S&P GSCI® 貴金属指数」という。）

S&P GSCI® 貴金属指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、貴金属商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® 貴金属指数は、スタンダード・プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 貴金属指数は、金及び銀から構成される。

(3)S&P GSCI® 産業用メタル指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI®産業用メタル指数」という。)

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、産業用メタル商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、スタンダード・プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 産業用メタル指数は、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛の各商品から構成される。

(4)S&P GSCI® エネルギー指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI® エネルギー指数」という。)

S&P GSCI® エネルギー指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、エネルギー市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® エネルギー指数は、スタンダード・プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® エネルギー指数は、ブレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン各商品から構成される。

(5)S&P GSCI® 農産物指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI® 農産物指数」という。)

S&P GSCI® 農産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、農産物市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® 農産物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 農産物指数は、ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦の各商品から構成される。

(6)S&P GSCI® 穀物指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI® 穀物指数」という。)

S&P GSCI® 穀物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、穀物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® 穀物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 穀物指数は、トウモロコシ、カンザス小麦、小麦、大豆及びシカゴ小麦の各商品から構成される。

(7)S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数」という。)

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、ソフト・コモディティ市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、ココア、砂糖、コーヒー及び綿の各商品から構成される。

(8)S&P GSCI® 畜産物商品指数トータル・リターン
(以下「S&P GSCI®畜産物指数」という。)

S&P GSCI® 畜産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、畜産物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

S&P GSCI® 畜産物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 畜産物指数は、飼育牛、豚赤身肉及び生牛の各商品から構成される。

2 【当該指数等の推移】

1 日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	
	最低	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	17,795.73	18,797.94	19,754.36	20,187.65	20,563.15	20,868.03
	最低	16,795.96	17,335.85	18,665.11	19,034.84	19,291.99	19,990.82

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本書第二部第3 - 1、「日経平均株価」1(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が前記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

2 ユーロ・ストックス50の過去の推移（ユーロ・ストックス50終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	3,017.85	3,068.00	2,659.95	3,111.37	3,314.80	
	最低	2,488.50	1,995.01	2,068.66	2,511.83	2,874.65	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	3,414.28	3,599.00	3,731.35	3,828.78	3,688.72	3,628.97
	最低	3,007.91	3,347.75	3,549.11	3,615.59	3,546.56	3,424.30

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本書第二部第3 - 1、「ユーロ・ストックス50」1(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が前記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

3 S&P 500の過去の推移 (S&P 500終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年			
	最高	1,259.78		1,363.61		1,465.77		1,848.36		2,090.57			
	最低	1,022.58		1,099.23		1,277.06		1,457.15		1,741.89			
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月		2015年 2月		2015年 3月		2015年 4月		2015年 5月		2015年 6月	
	最高	2,063.15		2,115.48		2,117.39		2,117.69		2,130.82		2,124.20	
	最低	1,992.67		2,020.85		2,040.24		2,059.69		2,080.15		2,057.64	

出所:ブルームバーグ・エルピー

(注)上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本書第二部第3-1、「S&P 500」1(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が前記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

4 S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

(1) S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年			
	最高	55,191.95		23,578.85		13,742.60		2,931.86		1,412.17			
	最低	14,794.51		8,124.61		2,920.08		1,073.47		680.47			
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月		2015年 2月		2015年 3月		2015年 4月		2015年 5月		2015年 6月	
	最高	954.02		908.91		769.37		668.31		577.36		537.12	
	最低	791.21		719.02		657.18		544.19		488.65		446.15	

出所:ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

(2) S&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年			
	最高	226,275.0		174,086.5		136,090.4		61,700.4		41,270.7			
	最低	146,112.2		108,096.6		62,462.8		37,101.8		28,520.5			
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月		2015年 2月		2015年 3月		2015年 4月		2015年 5月		2015年 6月	
	最高	33,506.7		33,131.1		30,762.1		30,122.2		28,409.7		27,282.1	
	最低	30,495.1		29,771.4		29,090.7		27,838.4		26,376.3		25,595.4	

出所:ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

5 S&P GSCI®トータル・リターン指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	4,943.414	5,775.291	5,387.618	5,129.905	5,185.198	
	最低	3,822.464	4,370.013	4,226.179	4,507.259	3,232.798	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	3,208.340	3,221.644	3,154.551	3,295.219	3,335.081	3,277.026
	最低	2,878.385	3,038.180	2,894.217	2,999.430	3,142.283	3,153.758

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

6 S&P GSCI® 貴金属指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	1,914.765	2,559.965	2,378.513	2,207.076	1,738.207	
	最低	1,353.779	1,760.295	1,993.917	1,511.819	1,414.437	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	1,616.785	1,578.441	1,497.307	1,511.220	1,526.815	1,481.864
	最低	1,464.698	1,480.206	1,419.370	1,448.617	1,452.593	1,442.612

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

7 S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	1,992.422	2,105.769	1,764.288	1,631.715	1,439.836	
	最低	1,365.330	1,464.001	1,422.753	1,298.737	1,257.979	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	1,256.350	1,219.220	1,225.344	1,295.643	1,325.121	1,201.040
	最低	1,165.284	1,176.801	1,159.970	1,202.714	1,193.605	1,134.502

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

8 S&P GSCI® エネルギー指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	1,072.414	1,272.483	1,220.776	1,187.730	1,210.942	
	最低	836.192	926.357	895.665	991.508	629.964	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	624.032	649.008	633.743	674.304	686.163	673.896
	最低	540.721	589.694	557.528	577.895	635.712	635.198

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

9 S&P GSCI® 農産物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	832.8478	910.0845	891.2542	765.136	721.9249	
	最低	474.4398	637.9559	621.1657	606.5812	496.8169	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	551.0696	523.9719	506.3281	505.7730	491.4592	536.0475
	最低	500.9142	496.3651	485.8527	479.5236	464.2637	463.1020

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10 S&P GSCI® 穀物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	511.9322	561.8282	604.4029	519.4051	477.6651	
	最低	312.7316	386.5212	398.7615	398.9791	309.0658	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	368.5843	344.2801	340.3945	340.2121	324.7992	367.8093
	最低	327.3089	324.8703	324.3240	313.3514	306.6294	307.2374

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

11 S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	133.6096	153.8975	114.4701	91.1676	93.5640	
	最低	64.8538	104.6939	86.6538	76.8853	67.0172	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	69.4410	68.3240	63.9816	63.6866	63.6127	61.5272
	最低	65.6720	64.4723	58.9993	59.9819	59.0737	58.4910

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

12 S&P GSCI® 畜産物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低 値	年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
	最高	2,264.662	2,430.882	2,334.769	2,167.589	2,548.514	
	最低	1,996.505	2,049.491	2,047.826	1,934.191	2,083.916	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2015年 1月	2015年 2月	2015年 3月	2015年 4月	2015年 5月	2015年 6月
	最高	2,388.509	2,144.452	2,199.594	2,219.101	2,291.028	2,281.699
	最低	2,130.749	2,076.349	2,107.880	2,120.683	2,205.518	2,153.663

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。